

意見募集資料

高齢者福祉計画  
第9期介護保険事業計画  
(素案)

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月

埼玉県 松伏町



挨拶文



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	3
第2節 第9期計画の基本指針の要点 .....	6
第3節 計画の位置付け .....	8
第4節 計画の策定体制 .....	10
第2章 松伏町の現状 .....	11
第1節 人口と世帯の状況 .....	13
第2節 介護保険被保険者の状況 .....	17
第3節 介護保険サービスの状況 .....	19
第4節 アンケート調査からみる現状 .....	21
第3章 計画の基本的な考え方 .....	37
第1節 計画の基本方針 .....	39
第2節 将来推計 .....	42
第3節 日常生活圏域の設定 .....	45
第4章 高齢者福祉施策の推進 .....	47
第1節 自立支援・社会参加の促進 .....	49
第2節 住まいの安定的な確保 .....	51
第3節 安全・安心な生活環境の整備 .....	53
第5章 介護保険事業の推進 .....	55
第1節 介護サービスの現状と今後の見込 .....	57
第2節 地域支援事業の現状と今後の見込 .....	67
第6章 介護保険事業費用の見込 .....	79
第1節 サービス別給付費の推計 .....	80
第2節 第1号被保険者保険料の算定 .....	83
第7章 計画の推進 .....	87
第1節 計画の推進体制 .....	89

資料編 .....	91
第1節 松伏町介護保険事業計画策定委員会 .....	93
第2節 介護サービス事業所の状況.....	96

# 第1章 計画の策定にあたって



## 第1節 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景

介護保険制度は、平成12年4月に施行されてから20年以上が経過し、介護サービスの利用者数はスタート時の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

本町では、平成12年度の介護保険制度の開始以降、8期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。

第8期計画（令和3年度～令和5年度）においては、高齢福祉や障がい福祉、児童福祉など様々な分野にわたる生活課題を解決する「地域共生社会の実現」に向け、複雑化する支援ニーズに対応する、包括的な支援体制や介護サービスの提供、それらを支える人的基盤を整備することで地域包括ケアシステムを推進してきました。

第9期となる介護保険事業計画では、計画期間中にすべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を迎えることとなります。町では、65歳以上の高齢者人口がピークを迎え、減少傾向で推移するなか、75歳以上の後期高齢者は増加を続け、要支援・要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減していくことが見込まれます。また、75歳以上の後期高齢者は令和12（2030）年頃にピークを迎えるますが、令和24（2042）年頃から再び増加を続けることが見込まれます。

そのため、第9期計画（令和6年度～令和8年度）においては、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年、また、団塊ジュニア世代が75歳を迎える令和32（2050）年を見据え、これまで以上に中長期的な介護ニーズや生活支援ニーズ等の見込みを踏まえ、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策等を検討し、計画を策定することが重要となります。

本町では、このような高齢者福祉・介護保険を支える体制整備を充実するとともに、高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で安心して生活をおくることができるよう、社会参加や地域の支え合い活動を推進し、介護予防・重度化防止に向けた取組により、「地域で支えあい、いきいきと暮らせるまちづくり」を実現するため、「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 地域共生社会の実現

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められます。

### ■地域共生社会のイメージ



資料：厚生労働省・地域共生社会のポータルサイト

[https://www.mhlw.go.jp/kyoseisakaiportal/](https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/)

### 3 重層的支援体制整備事業の創設

地域共生社会を実現するためには、包括的な支援体制の整備が必要であり、令和2年の社会福祉法の改正において、重層的支援体制整備事業が創設され、令和3年4月に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けて、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するものであり、今後は重層的支援体制整備事業の実施を見据えた取組も必要となります。

#### ■重層的支援体制整備事業

<u>包括的相談支援事業</u> 社会福祉法第106条の4第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>●支援機関のネットワークで対応する</li> <li>●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>
<u>参加支援事業</u> 社会福祉法第106条の4第2項第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li> <li>●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>
<u>地域づくり事業</u> 社会福祉法第106条の4第2項第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>●交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>●地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul>
<u>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</u> 社会福祉法第106条の4第2項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける</li> <li>●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>
<u>多機関協働事業</u> 社会福祉法第106条の4第2項第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>●支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>

## 第2節 第9期計画の基本指針の要点

### 1 基本的な考え方

- 第9期計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える
- 高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる

### 2 見直しのポイント

#### （1）介護サービス基盤の計画的な整備

- 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要がある
  - 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要となる
  - 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共に、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要となる

#### ○在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要となる
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

### ○地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進する
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待する
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要となる

### ○デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

### ○保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

## (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施する
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用する
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進する

## 第3節 計画の位置付け

### 1 計画の法的根拠

#### (1) 高齢者福祉計画

老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画です。すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画として、地域性を踏まえるとともに、高齢者に関わる他の計画との調和を保ちながら策定するものです。

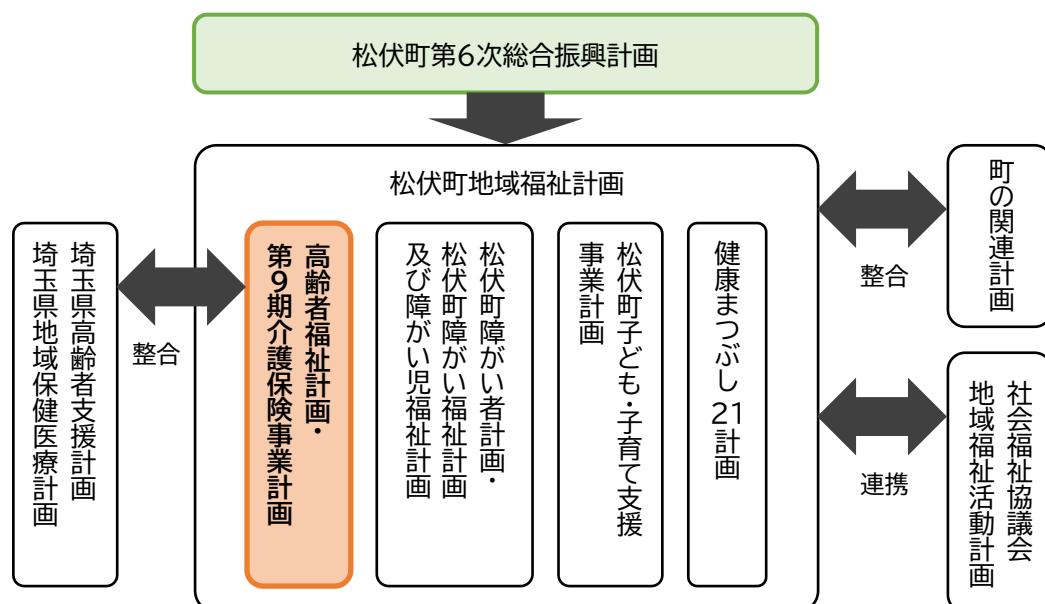
#### (2) 介護保険事業計画

介護保険法第117条の規定に基づく計画です。介護保険被保険者が心身の状況に応じて自らの選択により各種サービスを受けることができるよう、今後3年間の必要なサービス量と費用を見込み、それに対応したサービス基盤の整備計画です。

### 2 関連計画等との整合性

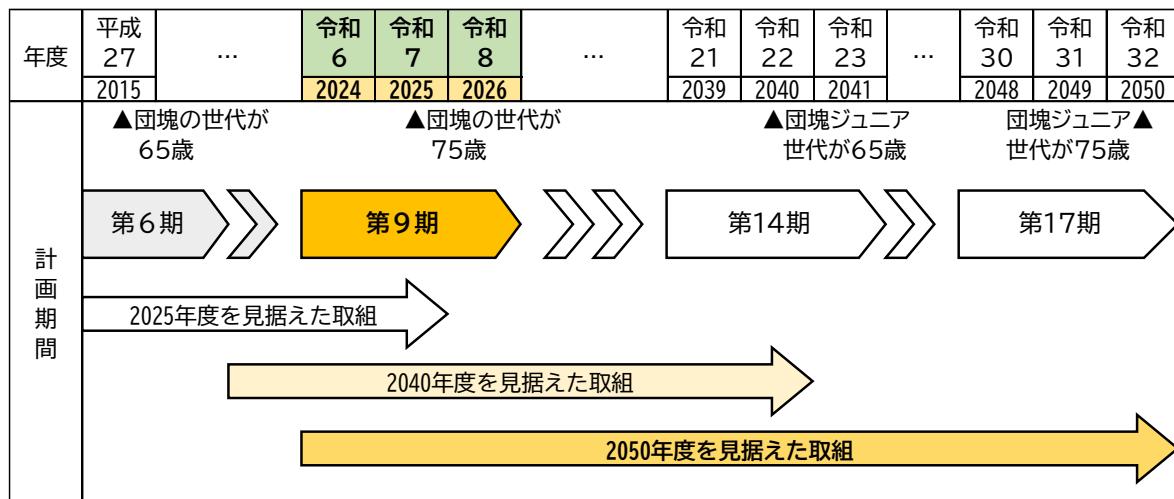
本計画は国の基本指針や県の関連計画（「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」）等と整合性を図るとともに、「松伏町第6次総合振興計画」を上位計画として位置づけます。また、「松伏町地域福祉計画」や「健康まつぶし21計画（2次）」等、その他の町の関連計画等との調和を保ちながら一体的に策定します。

#### ■計画の位置付け



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。介護保険料の改定、高齢者の意向や社会情勢の変化に対応するため、本計画は3か年ごとに見直し、改定します。



## 第4節 計画の策定体制

### 1 介護保険事業計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、被保険者の代表、学識経験者、介護サービス事業従事者及び行政職員を委員とする介護保険事業計画策定委員会において、各施策に関する検討と計画に対する意見の集約を図りました。

### 2 各種アンケート調査の実施

高齢者の現状や課題、意見や要望等を把握するために、令和4年度に、65歳以上の高齢者を対象にした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要支援・要介護認定者を対象にした「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

また、サービス未利用者や町内の事業所の現状や意向等を把握するために、令和5年度に、要支援・要介護認定者で介護保険サービス未利用者を対象にした「介護保険サービス利用意向調査」、町内の事業所を対象にした「在宅生活改善調査」を実施しました。

### 3 パブリックコメントの実施

本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

## **第2章 松伏町の現状**



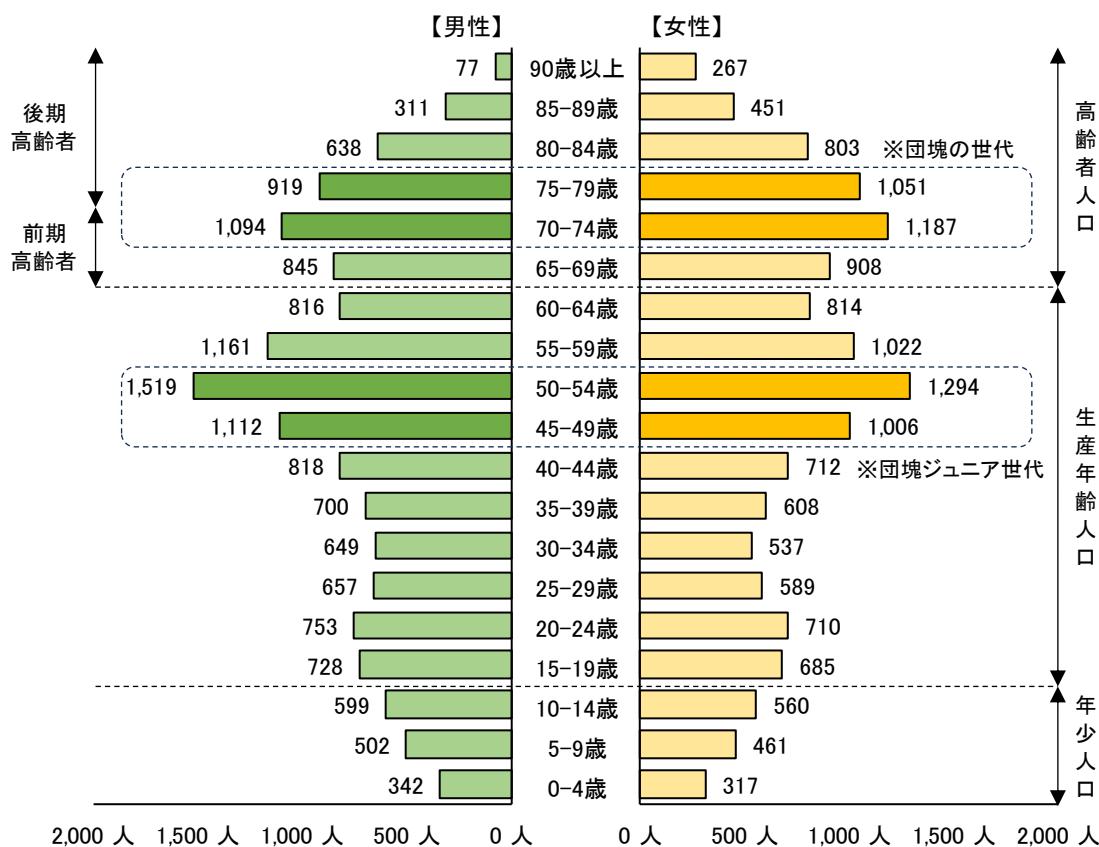
## 第1節 人口と世帯の状況

### 1 人口ピラミッド

本町の令和5年10月1日現在の人口ピラミッドをみると、団塊の世代※が含まれる70歳代の年齢層と団塊ジュニア世代※が含まれる45～49歳と50～54歳の年齢層の人口が比較的多くなっています。

今後は、少子高齢化が進むことにより、つぼ型から逆三角形型へと形を変えていくことが想定されます。

■人口ピラミッド



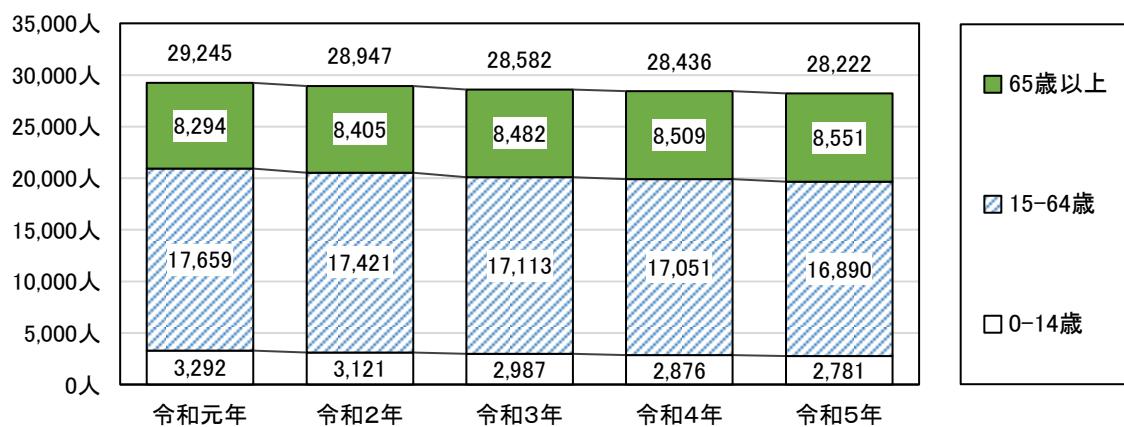
資料:住民基本台帳(令和5年10月1日現在)

## 2 人口推移

本町の総人口は年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和5年では8,551人、高齢化率は30.3%となっています。

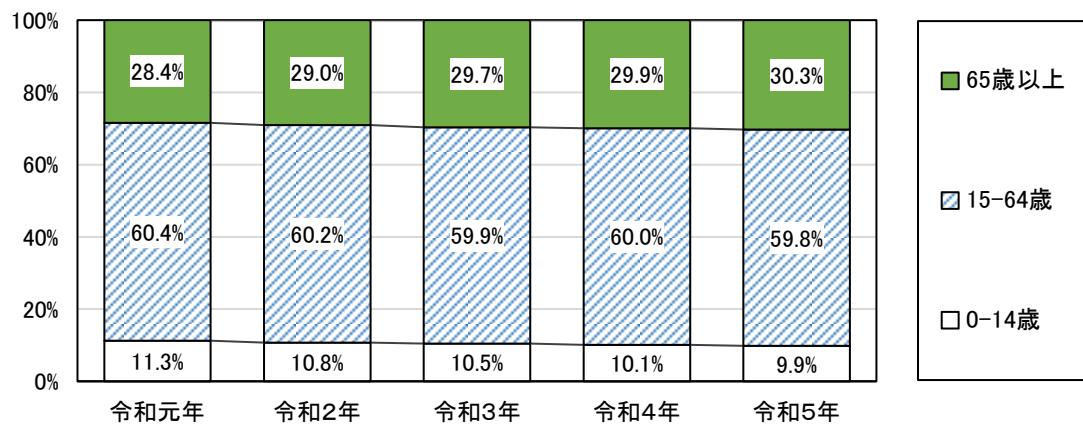
一方、0～14歳の年少人口と、15～64歳の生産年齢人口は一貫して減少しており、少子高齢化が進んでいる状況です。

### ■人口推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

### ■人口構成比



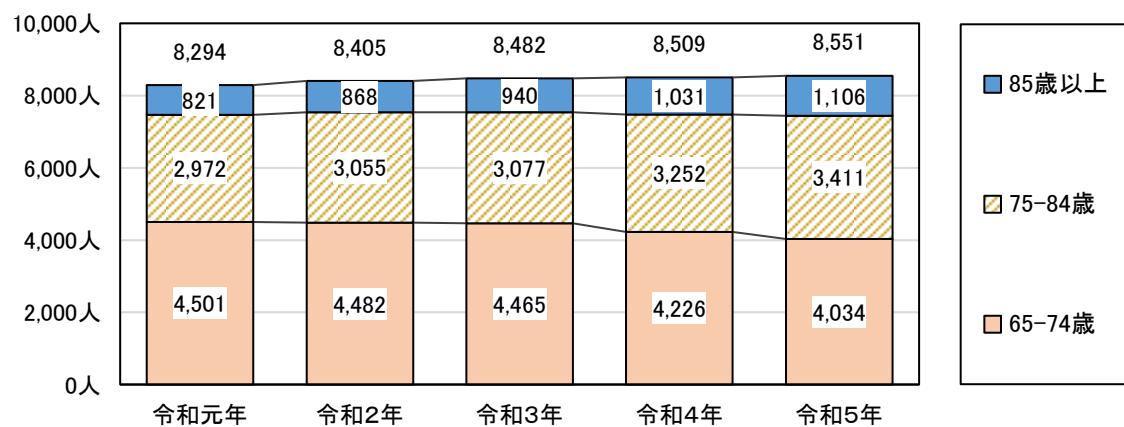
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

### 3 高齢者人口の推移

本町の高齢者人口を年齢区別にみると、75～84歳と85歳以上の後期高齢者が一貫して増加している状況です。

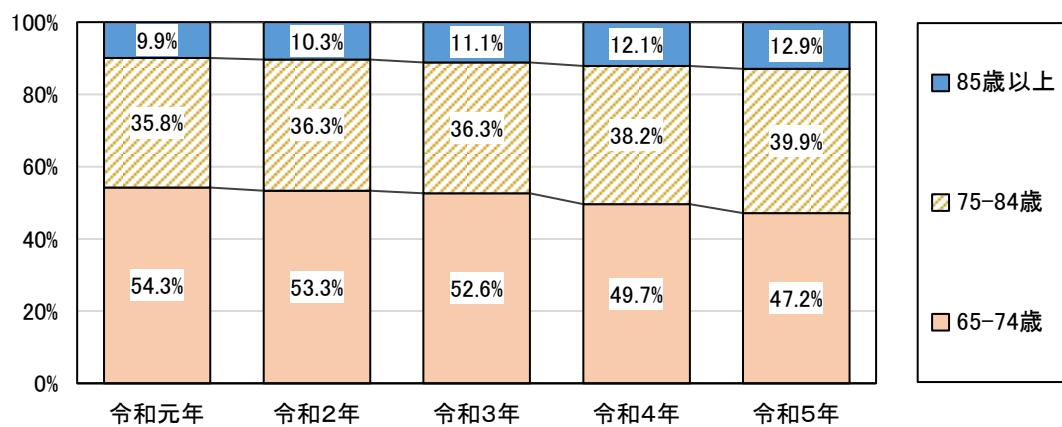
構成比をみると、これまで65～74歳の前期高齢者が過半数を占めていましたが、年々低下し、令和5年には47.2%となっています。

#### ■高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

#### ■高齢者人口構成比



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## 4 世帯数の推移

本町において、高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、令和2年では世帯総数の約半数にあたる5,300世帯に高齢者がいる状況です。

高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても増加を続けており、令和2年では高齢独居世帯は1,126世帯、高齢夫婦世帯は1,600世帯となっています。

国及び県と比較すると、高齢者を含む世帯の割合は国及び県の数値を上回っており、本町では高齢者を含む世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

■松伏町の世帯数の推移

単位:世帯、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	8,685	9,749	10,419	10,672	10,728
高齢者を含む世帯数	2,246	3,042	4,012	4,889	5,300
一般世帯数に占める割合	25.9	31.2	38.5	45.9	49.4
高齢独居世帯数	195	322	582	878	1,126
一般世帯数に占める割合	2.2	3.3	5.6	8.2	10.5
高齢夫婦世帯数※	369	667	987	1,393	1,600
一般世帯数に占める割合	4.2	6.8	9.5	13.1	14.9

※夫65歳以上、妻60歳以上の世帯

資料:国勢調整

■松伏町と国・県の高齢者を含む世帯数・構成比(令和2年)

単位:世帯、%

	国	埼玉県	松伏町
一般世帯数	55,704,949	3,157,627	10,728
高齢者を含む世帯数	22,655,031	1,240,902	5,300
一般世帯数に占める割合	40.7	39.3	49.4

## 第2節 介護保険被保険者の状況

### 1 被保険者数の推移

本町の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は18,800人台の横ばいで推移しています。第1号被保険者は年々増加しているものの、第2号被保険者は年々減少している状況です。

#### ■被保険者数の推移



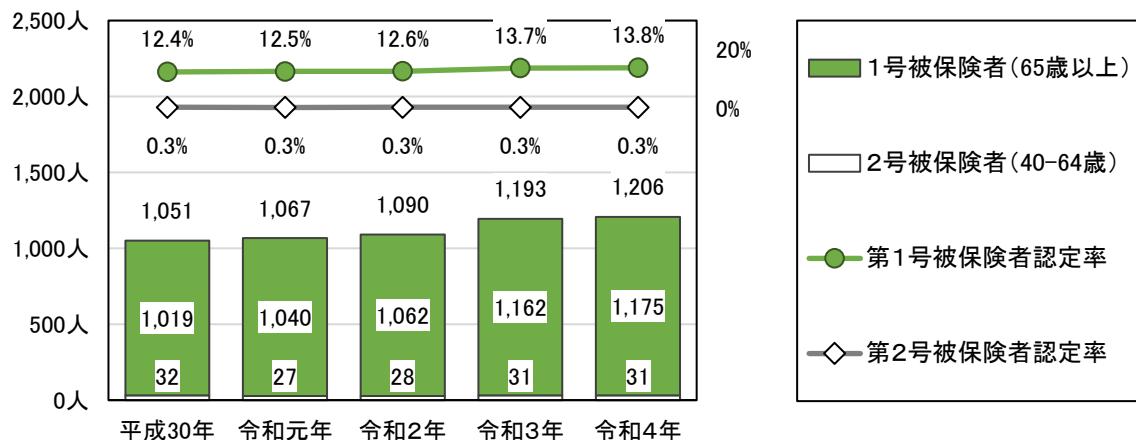
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### 2 要支援・要介護認定者数の推移

本町の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和4年には1,206人、認定率は13.8%となっています。

第2号被保険者の要支援・要介護認定者数は30人前後の横ばいで推移しています。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移

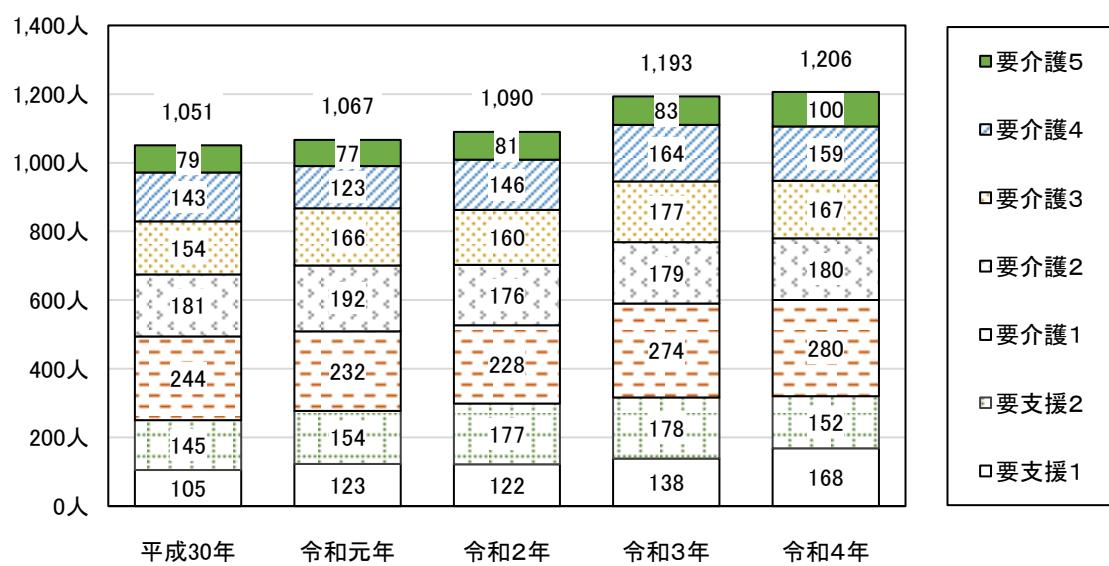


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

要介護度別にみると、最重度となる要介護5は増加傾向にあり、令和4年には100人となっています。

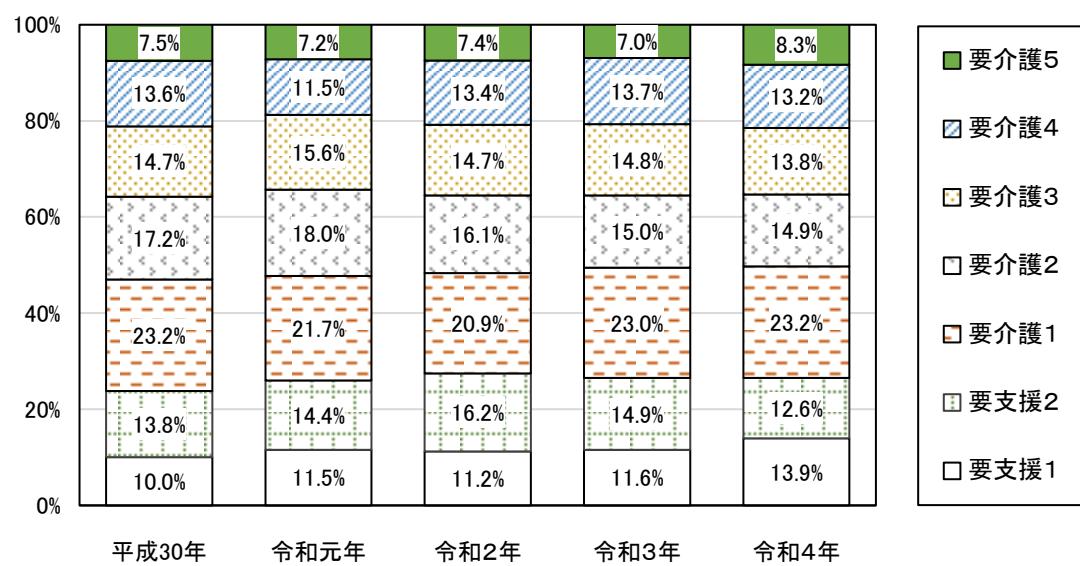
構成比をみると、本町では要介護1の割合が最も高く令和4年では23.2%となっています。また、施設入所の基準となる要介護3以上の割合は、合計すると全体の35%前後で推移しています。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移(要介護度別)



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

#### ■要支援・要介護認定者構成比の推移(要介護度別)



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

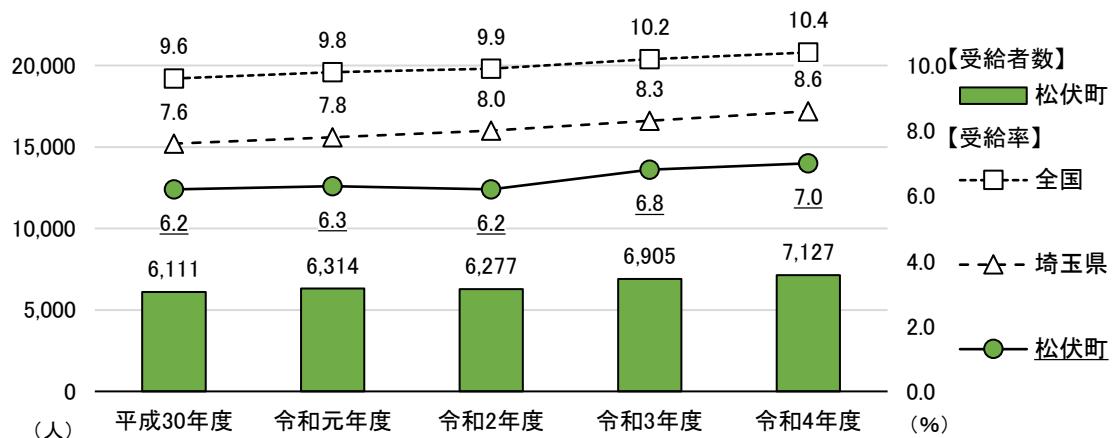
## 第3節 介護保険サービスの状況

### 1 在宅サービス

※訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス、  
居宅療養管理指導、福祉用具貸与、住宅改修費等

在宅サービスの受給者数は、年々増加しており、令和4年度は7,127人となっています。受給率は、国及び埼玉県より低い水準で推移しています。

#### ■受給者数・受給率の推移(在宅サービス)



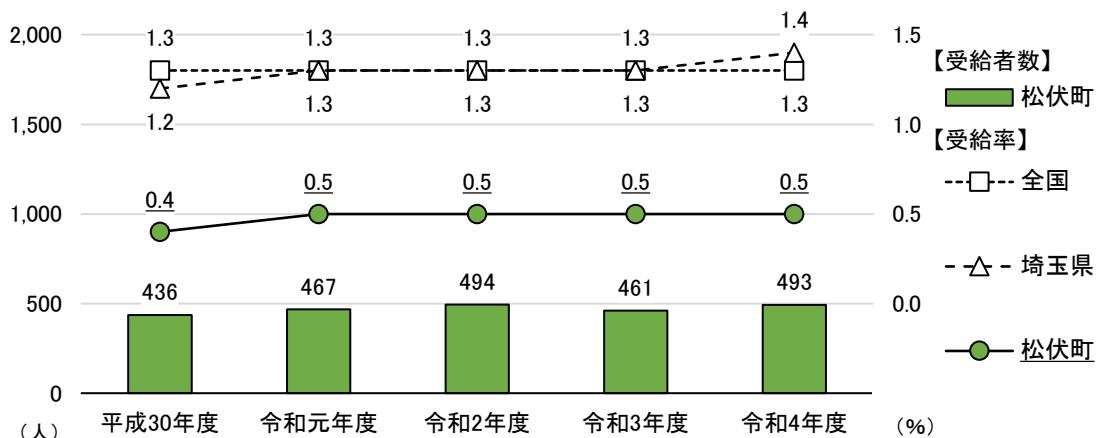
資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成30～令和2年度は年報値、令和3、4年度は月報値)

### 2 居住系サービス

※特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、  
地域密着型特定施設入居者生活介護

居住系サービスの受給者数は、横ばいで推移しており、令和4年度は493人となっています。受給率は、国及び県より低い水準で推移しています。

#### ■受給者数・受給率の推移(居住系サービス)



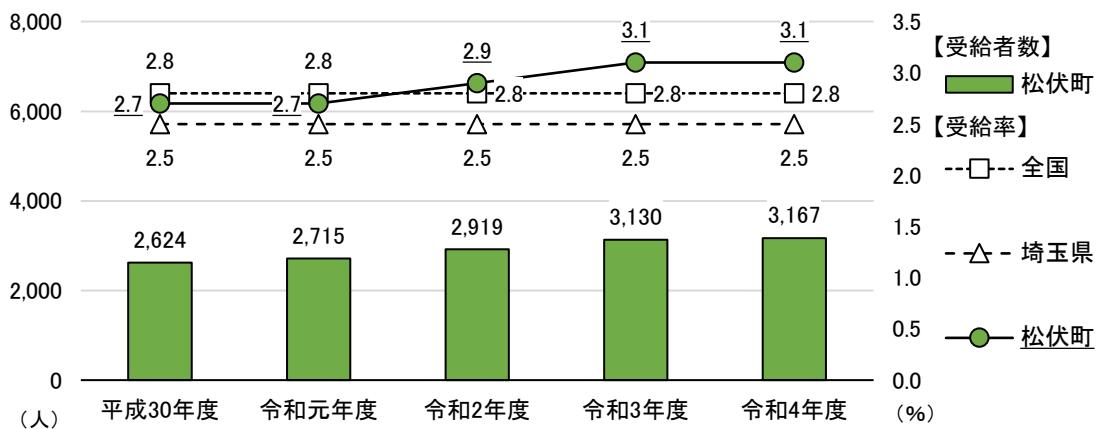
資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成30～令和2年度は年報値、令和3、4年度は月報値)

### 3 施設サービス

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等

施設サービスの受給者数は、年々増加しており、令和4年度は3,167人となっています。受給率は、令和2年度以降、国及び県より高くなっています。

#### ■受給者数・受給率の推移(施設サービス)

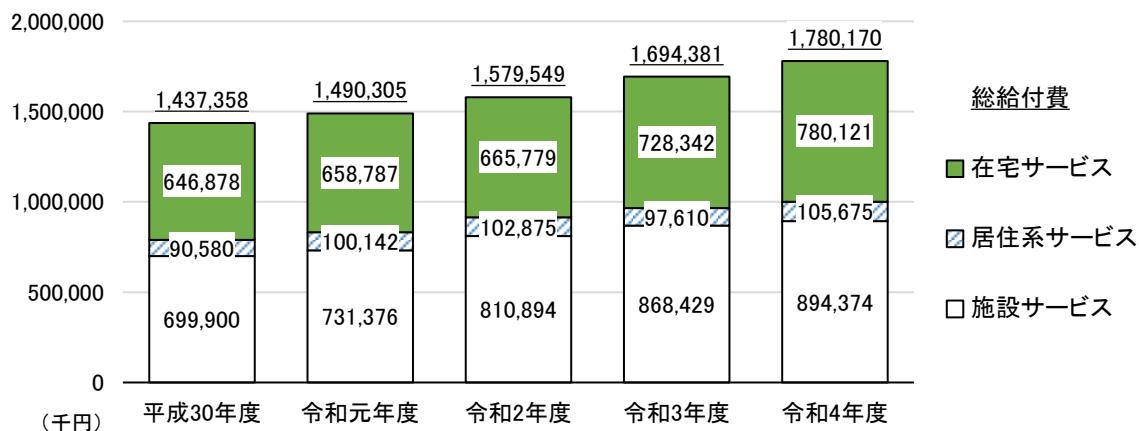


資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成30～令和2年度は年報値、令和3、4年度は月報値)

### 4 介護保険給付費の推移

本町の介護保険給付費は、年々増加しており、令和4年度では17億8千万円となっています。サービス系列別にみると、在宅サービスと施設サービスでは、平成30年度から令和4年度にかけて一貫して増加しています。また、本町では施設サービスが最も多く、令和4年度では8億9千万円となっています。

#### ■介護保険給付費の推移(サービス区分別)



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成30～令和2年度は年報値、令和3、4年度は月報値)

## 第4節 アンケート調査からみる現状

### 1 調査概要

本調査は、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「松伏町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するにあたり、本町の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用するために実施しました。

#### ■調査設計

区分	調査対象
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	本町の住民で、65歳以上の方（要介護1～5の認定を受けている方を除く）
②在宅介護実態調査	本町の住民で、要支援・要介護の認定を受け、在宅で生活している方
③介護保険サービス利用意向調査	本町の住民で、要支援・要介護の認定を受け、サービスを利用していない方
④在宅生活改善調査	本町の介護サービス事業所

#### ■配布・回収状況

区分	調査期間	調査票配布数	回答数（率）
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和5年2月6日～3月17日	700件	568件 (81.1%)
②在宅介護実態調査	令和5年1月25日～3月24日	236件	236件 (100%)
③介護保険サービス利用意向調査	令和5年4月24日～5月26日	172件	65件 (37.8%)
④在宅生活改善調査	令和5年4月12日～5月26日	10事業所	10件 (100%)

※①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査700件のうち200件は通いの場参加者。

#### ■調査結果について

- 回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答を許している回答項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答比率の合計は100.0%を超える。
- グラフでは、その設問に対して回答することのできる対象者数を「n」と表記し、その数を表しています。

## 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

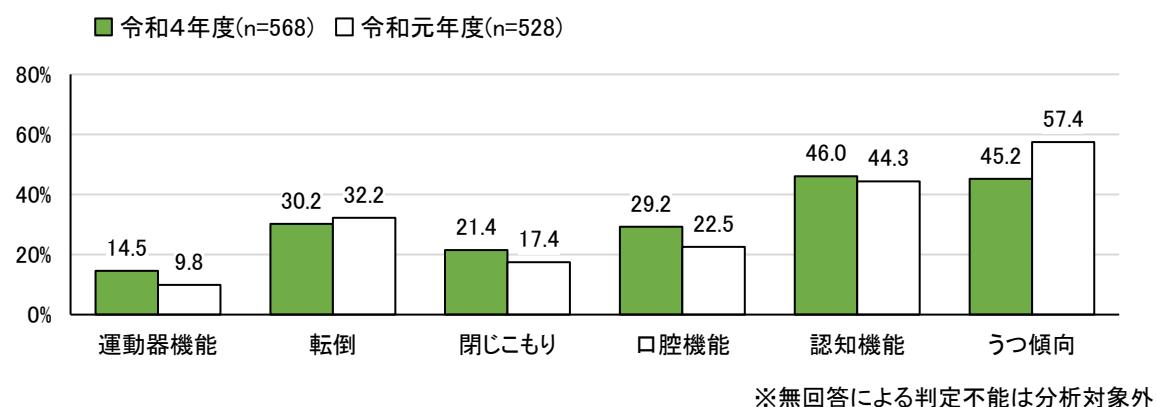
### (1) 生活機能の低下リスクについて

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、判定された生活機能の低下リスクの該当状況をみると、全体では「認知機能」のリスク該当者割合が46.0%で最も多くなっています。以下「うつ傾向」が45.2%、「転倒」が30.2%、「口腔機能」が29.2%などとなっています。

年齢階層が高いほどリスク該当者割合が高くなる傾向がみられます。

令和元年度に実施した前回の調査と比較すると、「口腔機能」が6.7ポイント増加、「運動器機能」が4.7ポイント増加、「閉じこもり」が4.0ポイント増加となっている一方、「うつ傾向」は12.2ポイント減少しています。

#### ■生活機能の低下リスク該当者割合



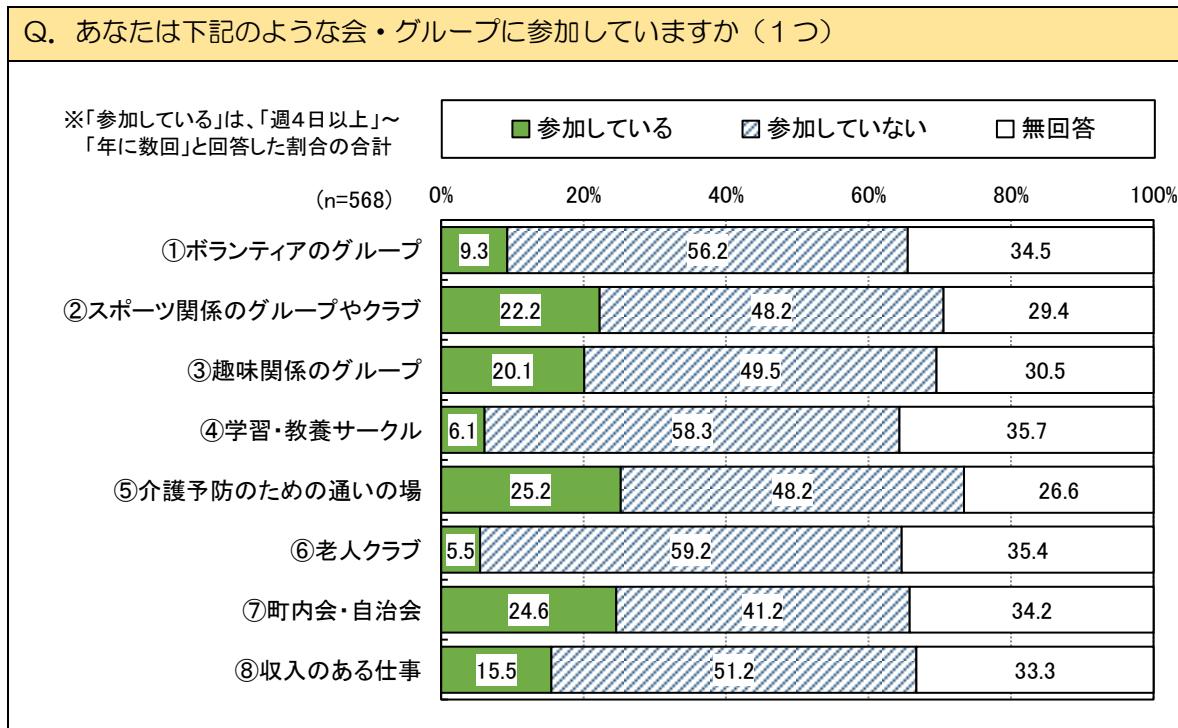
	運動器機能	転倒	閉じこもり	口腔機能	認知機能	うつ傾向
令和4年度(n=568)	14.5%	30.2%	21.4%	29.2%	46.0%	45.2%
65-69歳(n=81)	8.6%	25.0%	17.3%	22.2%	29.6%	47.4%
70-74歳(n=165)	6.7%	19.1%	16.5%	30.3%	38.9%	42.7%
75-79歳(n=158)	14.3%	32.7%	18.7%	26.3%	46.8%	40.5%
80-84歳(n=115)	23.0%	39.5%	28.3%	36.8%	57.5%	55.6%
85歳以上(n=49)	32.6%	46.8%	38.3%	28.9%	68.1%	41.7%
令和元年度(n=528)	9.8%	32.2%	17.4%	22.5%	44.3%	57.4%

## (2) 地域での活動について

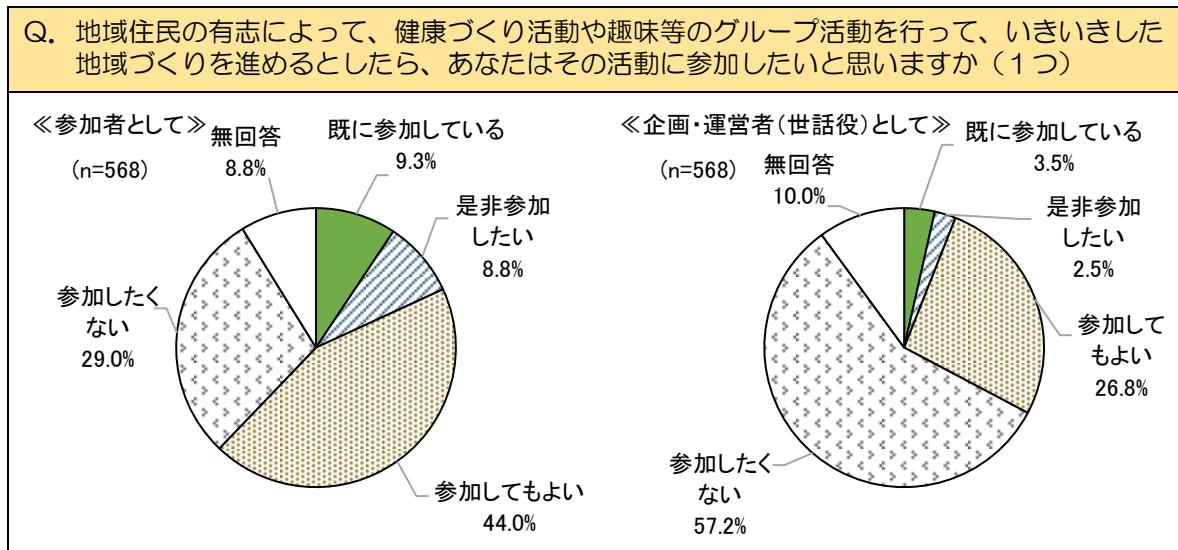
会・グループ等への参加は、「介護予防のための通いの場」が25.2%で最も多く、以下「町内会・自治会」が24.6%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が22.2%「趣味関係のグループ」が20.1%などとなっています。

地域づくりの参加意向（既に参加している・是非参加したい・参加してもよい）は、参加者としては62.1%、企画・運営者（世話役）としては32.8%となっています。

### ■会・グループ等への参加状況



### ■地域づくりへの参加意向



### (3) 助け合いについて

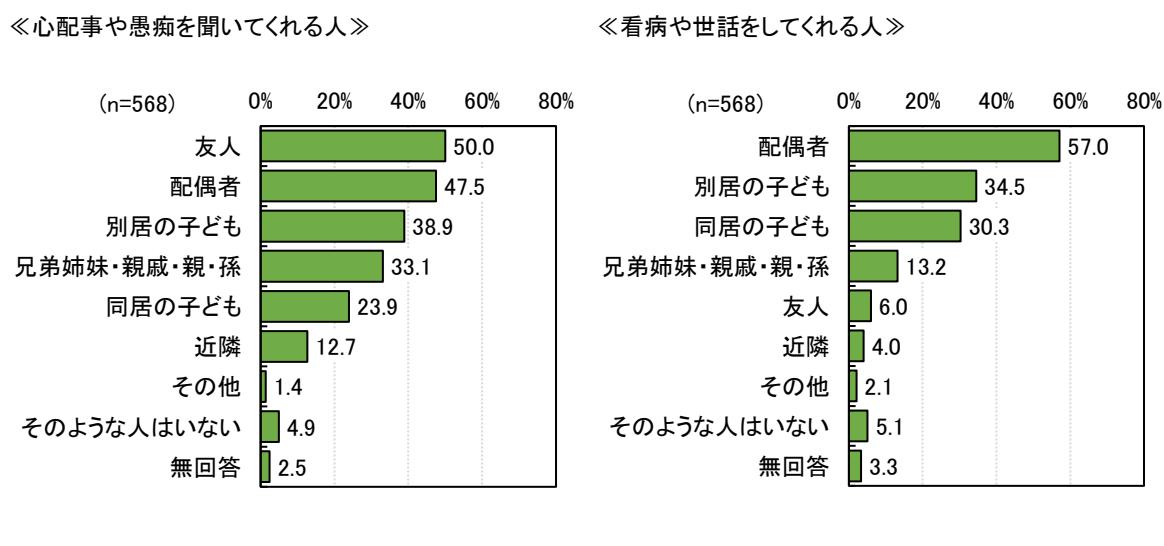
心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は、「友人」が50.0%で最も多く、以下「配偶者」が47.5%、「別居の子ども」が38.9%などとなっています。また、看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」が57.0%で最も多く、以下「別居の子ども」が34.5%、「同居の子ども」が30.3%などとなっています。

家族や友人・知人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が19.9%で最も多く、以下「地域包括支援センター・役場」が16.5%、「社会福祉協議会・民生委員」が13.7%、「自治会・町内会・老人クラブ」が9.2%などとなっています。

一方、「そのような人はいない」は42.6%となっています。

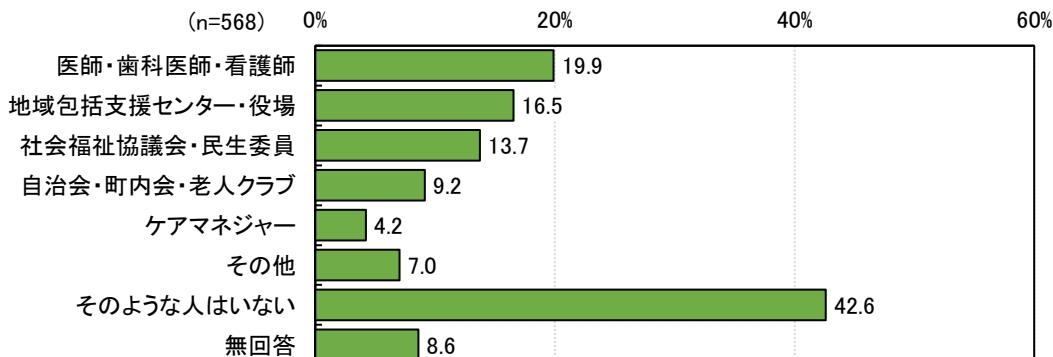
#### ■あなたとまわりの人の「助け合い」

Q. あなたとまわりの人の「助け合い」についておうかがいします（いくつでも）



#### ■家族や友人・知人以外の相談相手

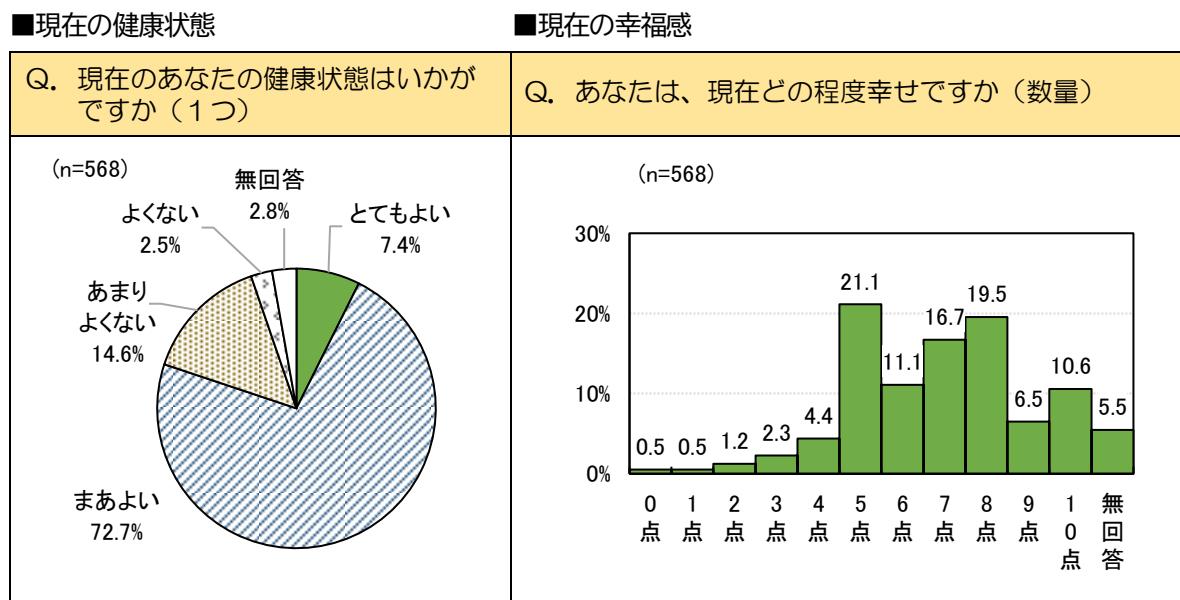
Q. 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください（いくつでも）



## (5) 健康について

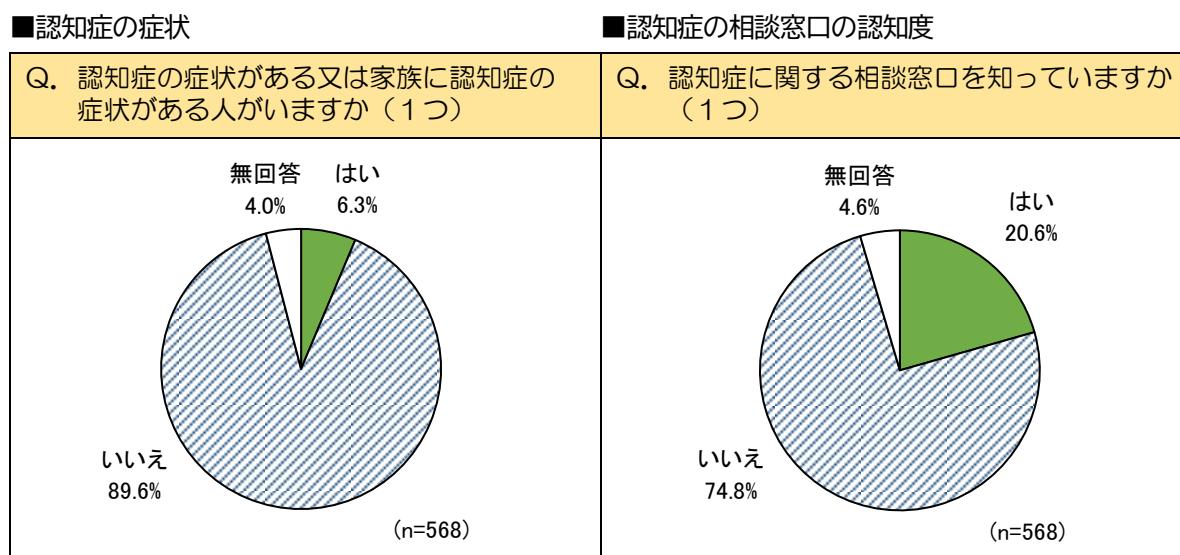
現在の健康状態は、「とてもよい」が7.4%、「まあよい」が72.7%で、合わせると80.1%を占めています。

とても幸せを「10点」、とても不幸を「0点」とする主観的幸福感については、幸福度が高いと分類される「8点」以上は36.6%で、前回の調査時（46.8%）より10.2ポイント低くなっています。



## (6) 認知症について

認知症の症状がある人がいるかについて、「はい」が6.3%で前回の調査（6.6%）から大きな変化はありません。また、認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「はい」が20.6%で前回の調査（17.0%）から増加しています。



## (7) 買い物や通院について

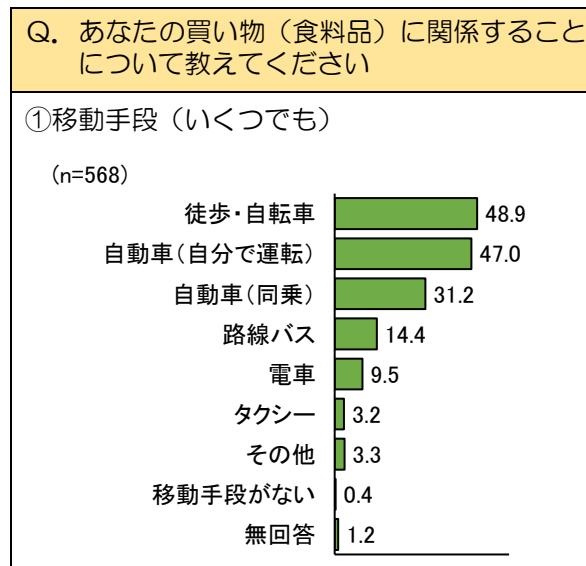
買い物の際の移動手段は、「徒歩・自転車」が48.9%で最も多く、以下「自動車（自分で運転）」が47.0%、「自動車（同乗）」が31.2%などとなっています。

通院の際の移動手段は、「自動車（自分で運転）」が43.7%で最も多く、以下「徒歩・自転車」が32.6%、「自動車（同乗）」が28.7%などとなっています。

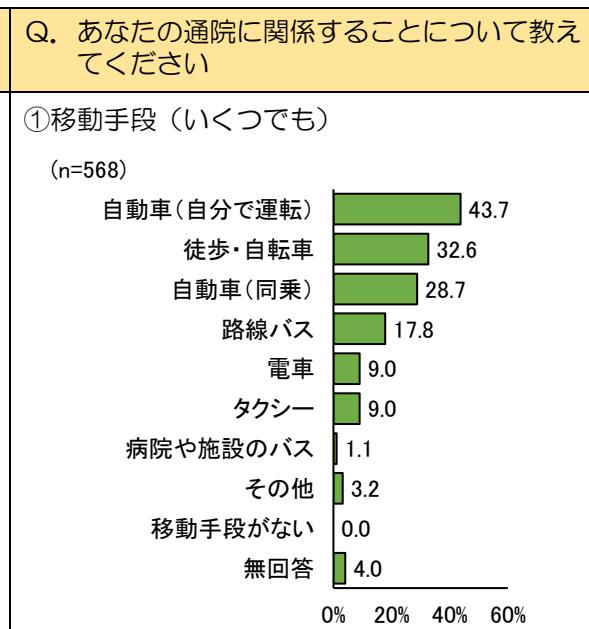
いずれも「徒歩・自転車」と「自動車（自分で運転・同乗）」が主な移動手段となっていることがわかります。

なお、主な買い物先として、「いなげや」が最も多く、以下「ジョイフルズ」、「セキ薬品」、「ヤオコー」などが多く挙げられています。また、主な通院先として、「埼玉あすか松伏病院」が最多く、以下「津田医院」、「埼玉筑波病院」、「越谷市立病院」などが多く挙げられています。

■買い物の際の移動手段



■通院の際の移動手段



②主な店舗（記述・上位5位）

店舗名	件数
いなげや	370
ジョイフルズ	154
セキ薬品	100
ヤオコー	46
イオン	37

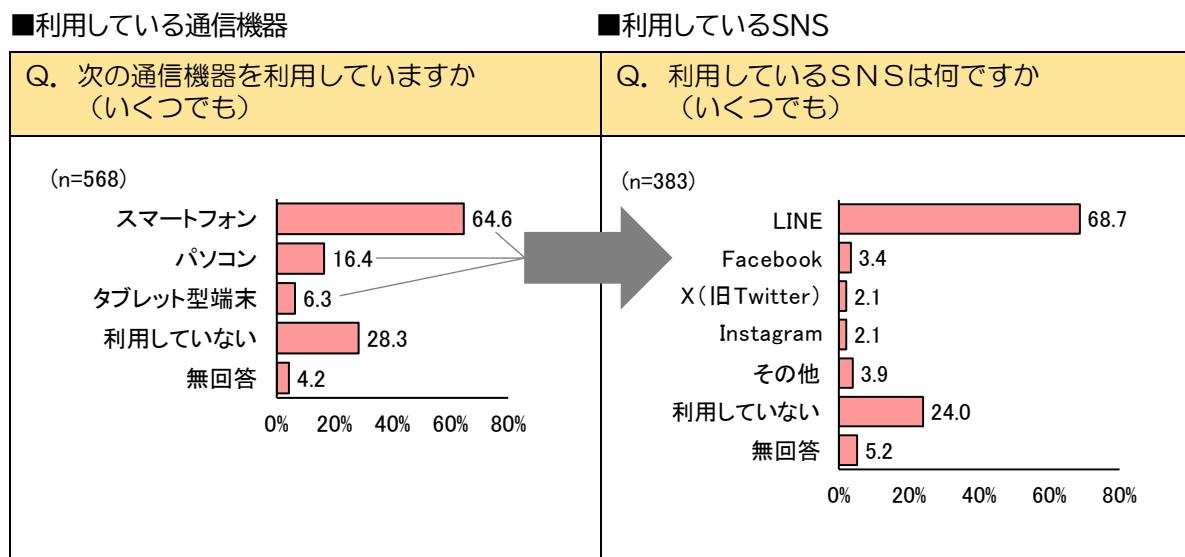
②主な病院（記述・上位5位）

病院名	件数
埼玉あすか松伏病院	137
津田医院	88
埼玉筑波病院	58
越谷市立病院	56
獨協医科大学埼玉医療センター	35

### (8) 通信機器やSNSの利用について

利用している通信機器について、「スマートフォン」が64.6%で最も多く、以下「パソコン」が16.4%、「タブレット型端末」が6.3%となっています。一方、「利用していない」との回答は28.3%となっています。

通信機器を利用している人が利用しているSNSについて、「LINE」が68.7%で最も多く、以下「Facebook」が3.4%、「X（旧Twitter）」と「Instagram」が2.1%となっています。一方、「利用していない」との回答は24.0%となっています。



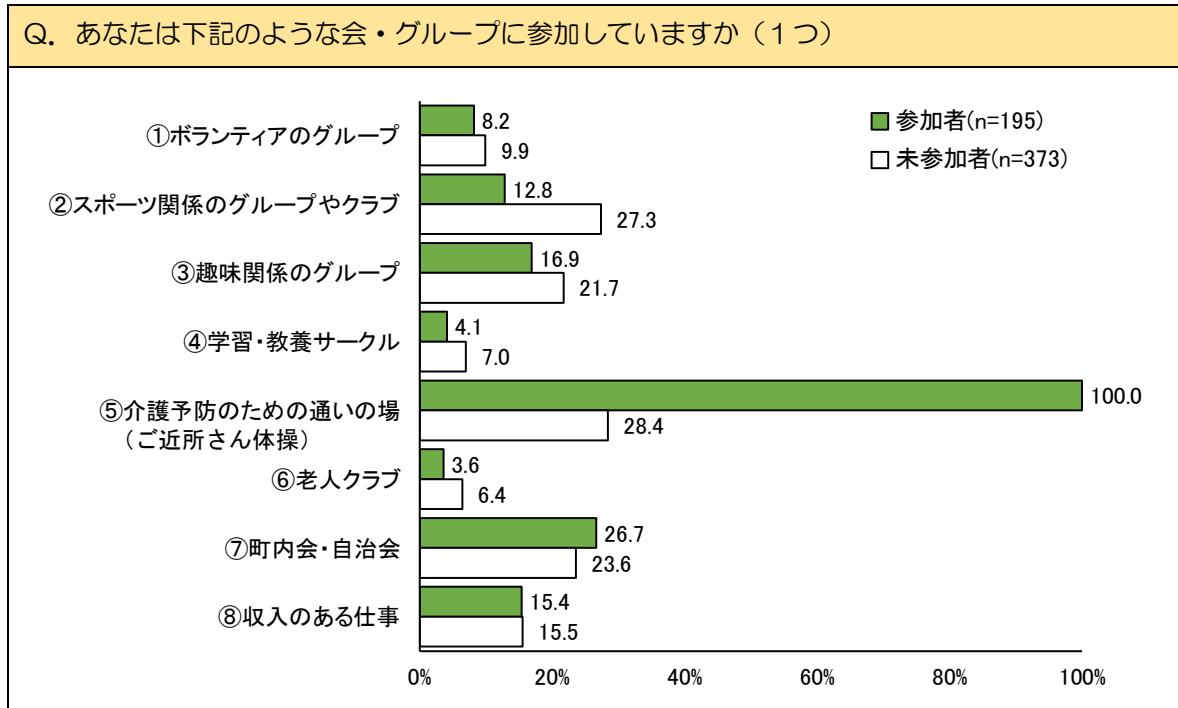
### (9) 通いの場への参加者との比較について

今回の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、調査対象者700人のうち200人は通いの場の参加者となっています。

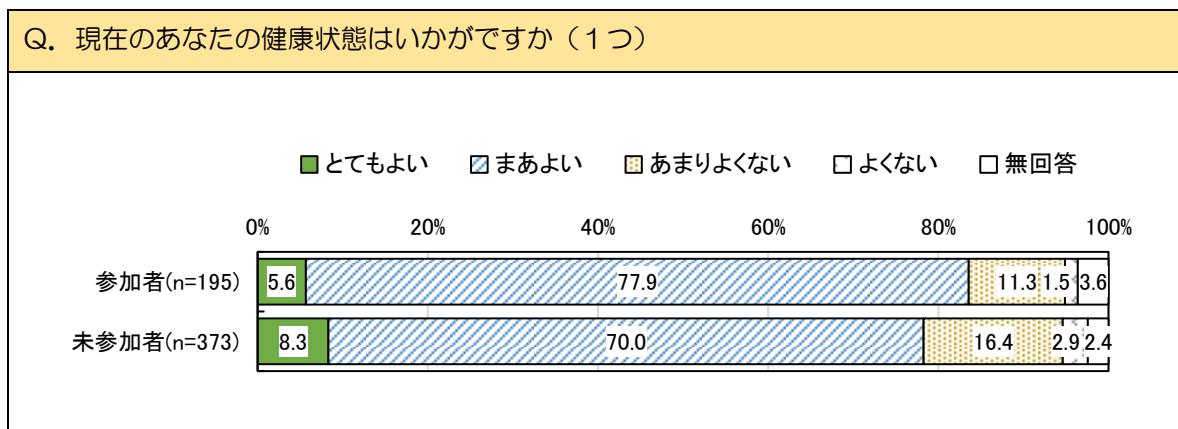
会・グループ等への参加状況について、通いの場への参加者と未参加者を比較すると、「町内会・自治会」は通いの場への参加者の方が多くなっています。一方、その他の会・グループ等については未参加者の方が多くなっています。

現在の健康状態については、ともに「とてもよい」と「まあよい」を合わせた割合が大半を占めています。一方、「よくない」と「あまりよくない」を合わせた割合は、参加者が12.8%、未参加者が19.3%で未参加者がやや多くなっています。

#### ■会・グループ等への参加状況(参加している人の割合)



#### ■現在の健康状態



### 3 在宅介護実態調査

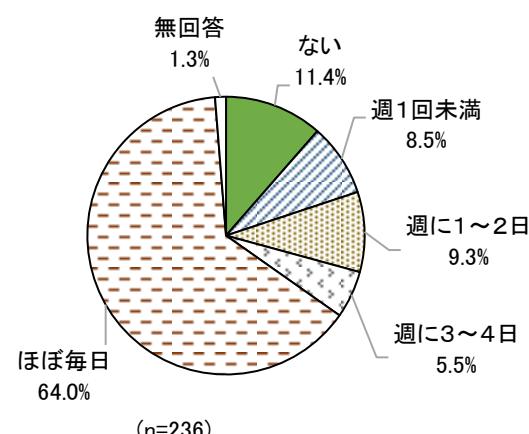
#### (1) 在宅で介護を担っている家族や親族について

家族や親族から介護を受けている割合（週1回未満～ほぼ毎日）は87.3%となって います。主な介護者の年齢については、「70代」が24.3%で最も多く、次いで「50 代」が23.3%となっています。

主な介護者について、過去1年間で介護を理由に家族や親族が離職した割合は 5.8%となっています。

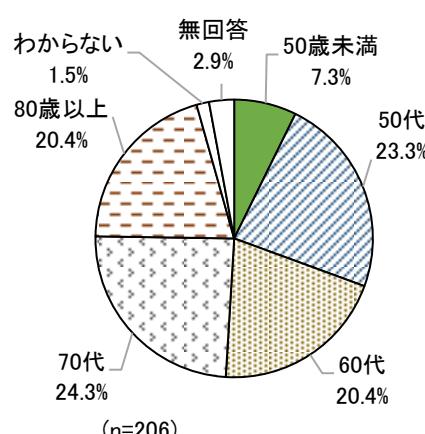
##### ■家族や親族からの介護

Q. ご家族やご親族の方からの介護は、週に どのくらいありますか（1つ）



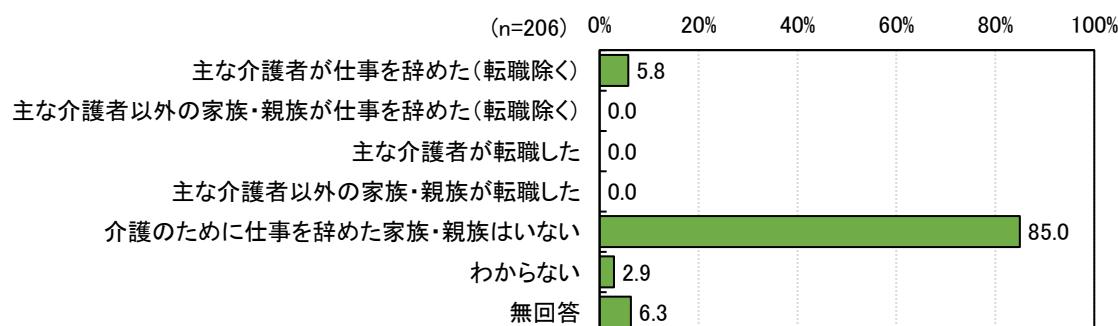
##### ■主な介護者の年齢

Q. 主な介護者の年齢（1つ）



##### ■介護を理由に退職した家族や親族

Q. ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（いくつでも）

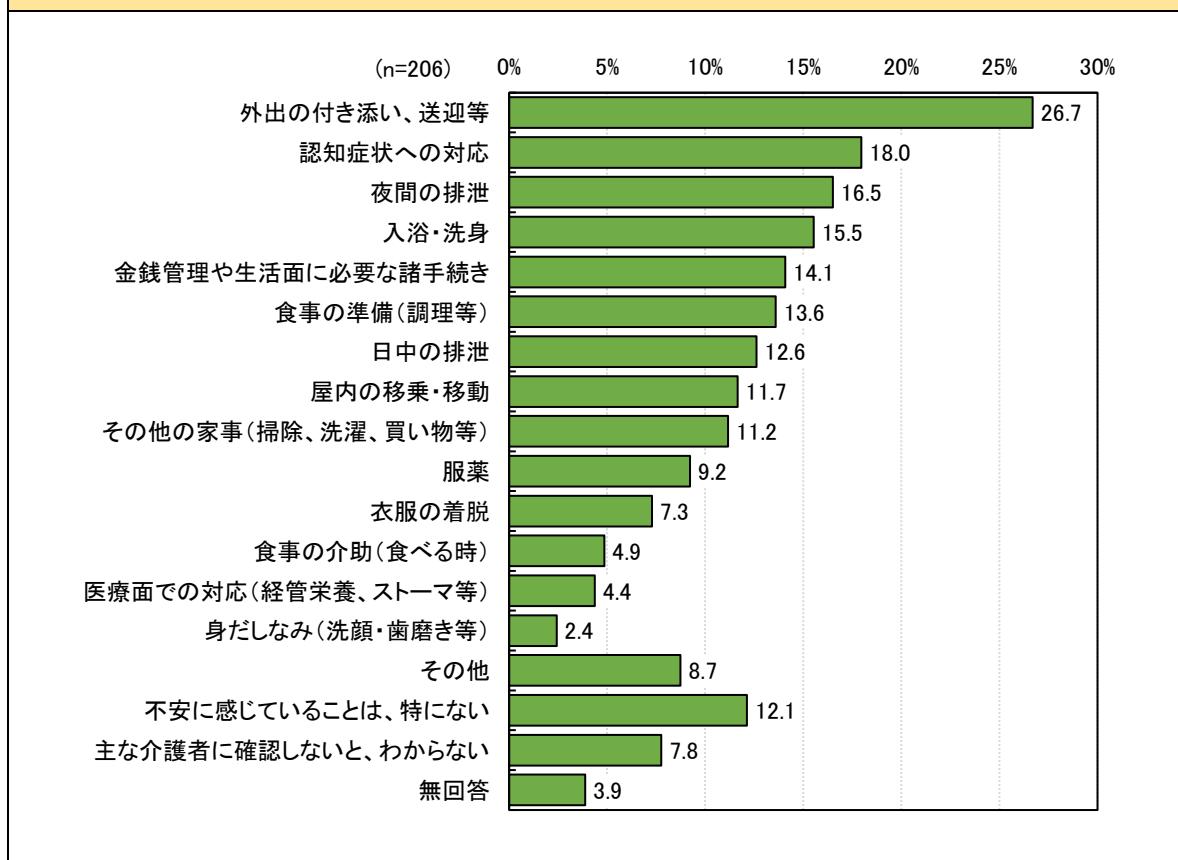


## (2) 主な介護者が不安に感じる介護等について

主な介護者が不安に感じる介護等については、「外出の付き添い、送迎等」が26.7%で最も多く、以下「認知症状への対応」が18.0%、「夜間の排泄」が16.5%、「入浴・洗身」が15.5%などとなっています。

### ■不安に感じる介護

Q. 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）（3つまで選択可）

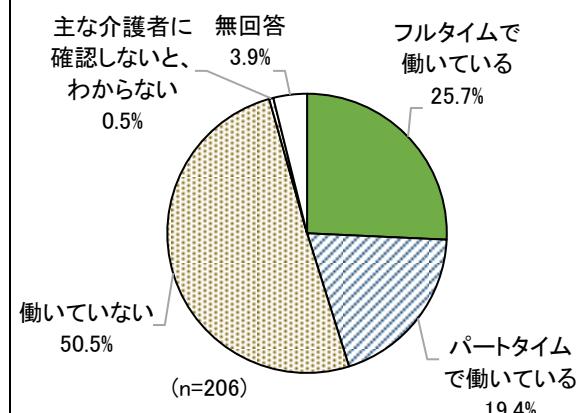


### (3) 就労している家族や親族について

主な介護者のうち、「フルタイムで働いている」が25.7%、「パートタイムで働いている」が19.4%で、計45.1%が就労しています。そのうち、仕事と介護の両立について、「問題なく、続けていける」が44.1%、「問題はあるが、何とか続けていける」が36.6%となっています。一方、「続けていくのは、かなり難しい」は3.2%、「続けていくのは、やや難しい」は2.2%となっています。

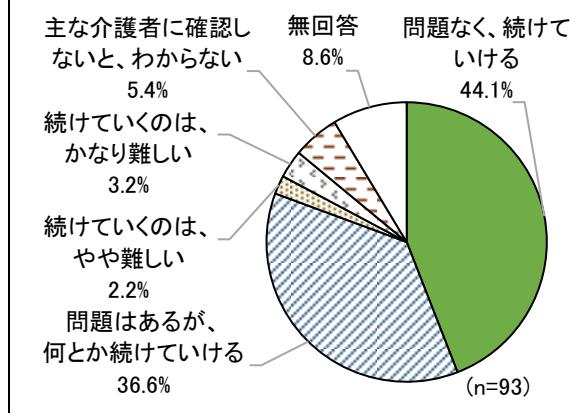
#### ■主な介護者の勤務形態

Q 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください（1つ）



#### ■主な介護者の仕事と介護の両立

Q 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていきたいですか（1つ）

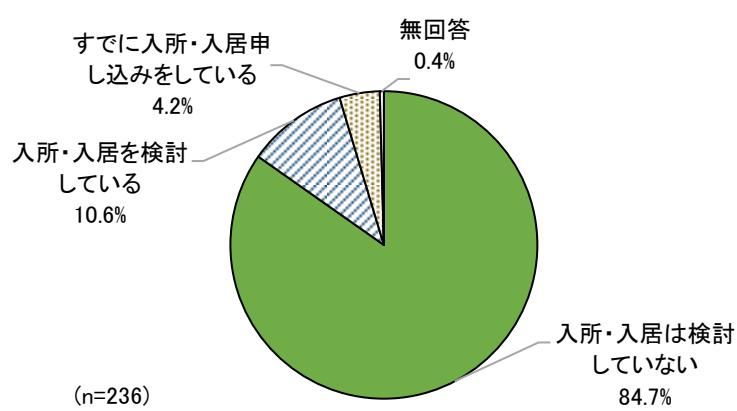


### (4) 施設等への入居・入所の検討状況について

施設等への入居・入所の検討状況について、「検討していない」が84.7%を占めています。一方、「すでに入所・入居申し込みをしている」は4.2%、「入所・入居を検討している」は10.6%となっています。

#### ■施設等の検討状況

Q. 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください（1つ）



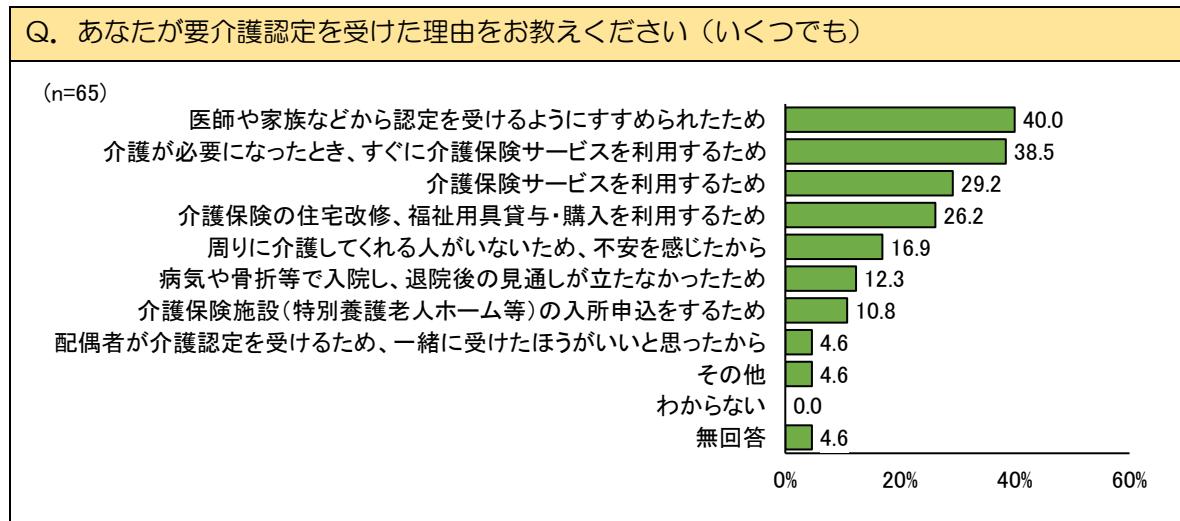
## 4 介護保険サービス利用意向調査

### (1) サービス未利用者の状況について

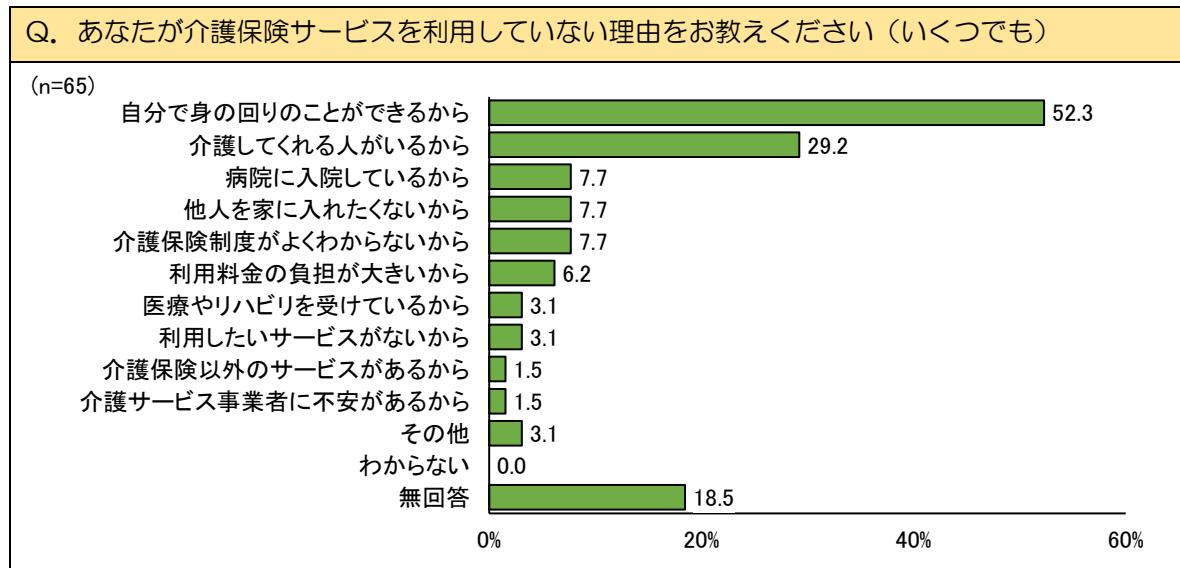
要介護認定を受けた理由は、「医師や家族などから認定を受けるようにすすめられたため」が40.0%で最も多く、次いで「介護が必要になったとき、すぐに介護保険サービスを利用するため」が38.5%となっています。

介護保険サービスを利用していない理由は、「自分で身の回りのことができるから」が52.3%で最も多く、次いで「介護してくれる人がいるから」が29.2%となっています。

#### ■要介護度認定を受けた理由



#### ■介護保険サービスを利用していない理由



## 5 在宅生活改善調査

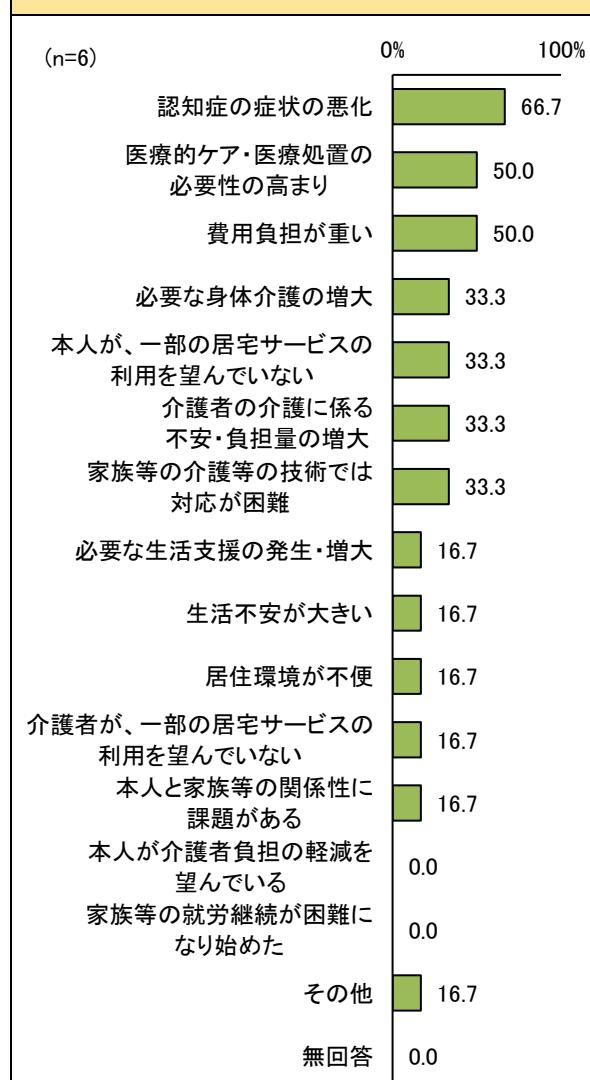
### (1) 在宅生活の継続について

現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている理由は、「認知症の症状の悪化」が66.7%で最も多く、次いで「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」と「費用負担が重い」が50.0%となっています。

利用者に適切なサービスを提供するうえで、不足していると感じている介護サービスは、「ショートステイ」が60.0%で最も多く、以下「小規模多機能」が50.0%、「訪問介護・訪問入浴」と「グループホーム」が40.0%などとなっています。

#### ■生活の維持が難しくなっている理由

Q. 現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている理由は何ですか。  
(あてはまるものすべてに○)



#### ■不足している介護サービス

Q. 利用者に適切なサービスを提供するうえで、不足していると感じている介護サービスは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



## 6 調査結果から見る主な課題

### (1) 相談支援体制の充実

心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」や「友人」など身近な人が多くなっています。一方、4割強が家族や友人・知人以外の相談相手はいないと回答しています。今後、独居世帯や高齢者のみの世帯など、支援を必要とする高齢者世帯が増加していくことが見込まれるため、身近な家族や友人だけではなく、地域での支え合いのしくみづくりを進めるとともに、身近な相談窓口の周知や福祉に関する情報のアクセシビリティの向上に努めていく必要があります。

### (2) 在宅生活の継続に向けた支援の充実

主な介護者が不安に感じることとして、「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」「夜間の排泄」「入浴・洗身」など、直接的な介護を伴うことが多く挙げられています。事業所からも、生活の維持が難しくなっている理由として、「認知症の症状の悪化」や「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」などが多く、また、不足しているサービスとして、「ショートステイ」や「小規模多機能」などが多く挙げられており、介護や医療が必要になっても在宅生活を継続することができるよう、必要な支援やサービスの提供体制の充実が求められます。

### (3) 介護予防・健康づくりの充実

介護保険サービス未利用者においては、「自分で身の回りのことができるから」が5割強を占めています。一方、高齢者の生活機能の低下リスクの該当状況を見ると、「認知機能」と「うつ傾向」が4割半、「転倒」と「口腔機能」が3割などとなっています。

今後、さらなる高齢化により、リスクを抱える高齢者の増加が見込まれることに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で心身に不安を抱えている人も多くなっていることから、健康な状態を維持できるように、介護予防や健康づくりの取組を充実していくことが求められます。

#### (4) 就労的活動・生きがいづくりの充実

会・グループ等への参加状況は、「町内会・自治会」や「趣味関係のグループ」などの参加は比較的多い一方、「収入のある仕事」や「ボランティアのグループ」などへの参加は少なくなっています。

地域において、公的な支援と民間の支援が一体となって高齢者の暮らしを支えていくよう、地域住民や組織の主体的な活動を促進するとともに、介護サービスによらない高齢者の自立支援・重度化防止の取組の視点から、就労的活動や生きがいづくりへの参加促進が求められます。



## **第3章 計画の基本的な考え方**



## 第1節 計画の基本方針

### 1 基本理念

本町では、豊かな自然を共有しながら、高齢者が生涯にわたって安心して生活するために、保健、医療、福祉や地域社会が、それぞれの役割に応じて相互に補完し合うことが必要であると考え、高齢者一人ひとりの価値観に基づいた社会参加を促進し、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進しています。

本町が目指す方向性は、一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す「地域共生社会」の考え方と共通しており、引き続き、「地域で支えあい、いきいきとした暮らせるまちづくり」を基本理念として、計画を推進します。

#### 地域で支えあい、いきいきと暮らせるまちづくり

### 2 基本目標

#### (1) 高齢者福祉施策の充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、社会参加の機会を充実するとともに、高齢者の生活を支援します。

#### (2) 介護サービスの充実

サービスを必要とする高齢者に必要なサービスが提供されるよう、適切なサービス提供の確保と持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

#### (3) 地域支援事業の充実

保険者機能及び地域の多様な主体との連携を強化し、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の充実を図ります。

#### (4) 地域包括ケアシステムの充実

令和22（2040）年及び令和32（2050）年を見据え、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を充実し、将来的な地域共生社会の実現を目指します。

### 3 重点施策

#### (1) 高齢者福祉施策の充実

##### ①自立支援・社会参加の促進【課題4の解決に向けた施策】

高齢者が生きがいや役割を持って地域でいきいきと暮らせるよう、シルバー人材センターや有償等における就労的活動や人材資源の多様な社会参加の機会の拡大を図ります。

##### ②安全・安心な生活環境の整備【課題2の解決に向けた施策】

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、日常の見守りや生活の支援、緊急時の支援体制等、生活環境の整備を推進します。

また、高齢者を取り巻く複合的な課題に対応していくため、住まい、労働、交通、防犯、防災等の関係部署との連携を強化し、横断的な支援体制の整備を進めていきます。

#### (2) 介護サービスの充実

##### ①サービス基盤の整備

在宅・施設サービス等の充実を図り、必要な介護サービスの提供や介護離職の防止に努めます。

また、令和22（2040）年及び令和32（2050）年を見据え、サービス提供に必要となる介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上について検討していきます。

##### ②介護給付の適正化

介護保険制度の信頼性を高め、介護保険サービスを利用すべき利用者が適正な介護保険サービスを享受できるよう目標設定を行い、継続的に取組を行うことで、効果的な事業の実施を目指します。

#### (3) 地域支援事業の充実

##### ①介護予防・日常生活支援総合事業の推進【課題2・3の解決に向けた施策】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、うつ状態や認知症となるリスクを抱えた高齢者が多くなっています。コロナ禍で外出を控えている高齢者が多く、心身への影響が想定されることからも、一層の介護予防事業の充実を図ります。

また、高齢者が地域で自立した日常生活を送ることができるよう、生活支援サービスの体制整備を推進します。

## ②認知症施策の推進【課題3の解決に向けた施策】

令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することが示されました。

地域における認知症の理解や支援のための施策を充実し、認知症への理解を深め、身近な地域で支援し合える体制を整備し、認知症の人等に優しい地域づくりを推進します。

## （4）地域包括ケアシステムの充実

### ①地域包括支援センターの機能強化【課題1の解決に向けた施策】

本町では、75歳以上の高齢者人口の急激な増加が見込まれています。そのため、第二地域包括支援センターを新たに整備し、地域包括支援センターの役割が十分に発揮できるよう体制強化を図ります。

### ②自立支援、介護予防・重度化防止の推進

地域の課題を分析し、実情に応じた取組を検討するとともに、効果的な介護予防事業の実施や地域ケア会議の活用等を推進し、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に取り組みます。

#### ■自立支援・重度化防止等に関する取組の目標

指標	年度	実績	目標
		令和4	令和7
幸福感がある高齢者の割合(8点以上)	36.6%	増加	
主観的健康感がよい高齢者の割合(とてもよい+まあよい)	80.1%	増加	
認知症に関する相談窓口の認知度	20.6%	増加	
通いの場参加者(週1回以上)	4.6%	8%以上	
うつ傾向の有リスク者の割合	45.2%	減少	
認知機能低下の有リスク者の割合	46.0%	減少	
転倒の有リスク者の割合	30.2%	減少	
口腔機能低下の有リスク者の割合	29.2%	減少	
閉じこもりの有リスク者の割合	21.4%	減少	

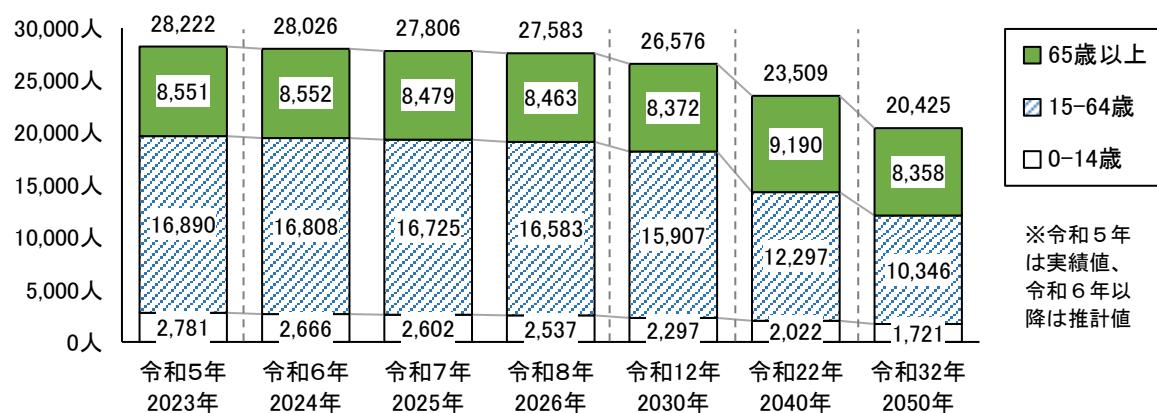
## 第2節 将来推計

### 1 人口推計

本町の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）により算出した推計人口をみると、本町の総人口は年々減少し、計画最終年の令和8年には27,583人となることが見込まれます。

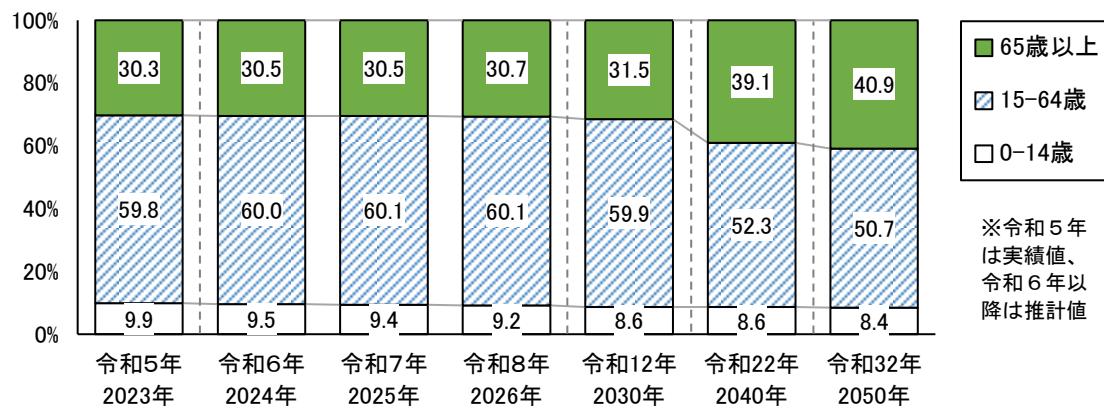
65歳以上の高齢者人口は令和6年をピークに減少に転じますが、令和22年には再び増加することが見込まれます。高齢化率は令和5年以降30%を超えて推移し、令和32（2050）年には40.9%に達する見通しです。

#### ■人口推計



資料：住民基本台帳人口による推計（各年10月1日時点）

#### ■人口構成比



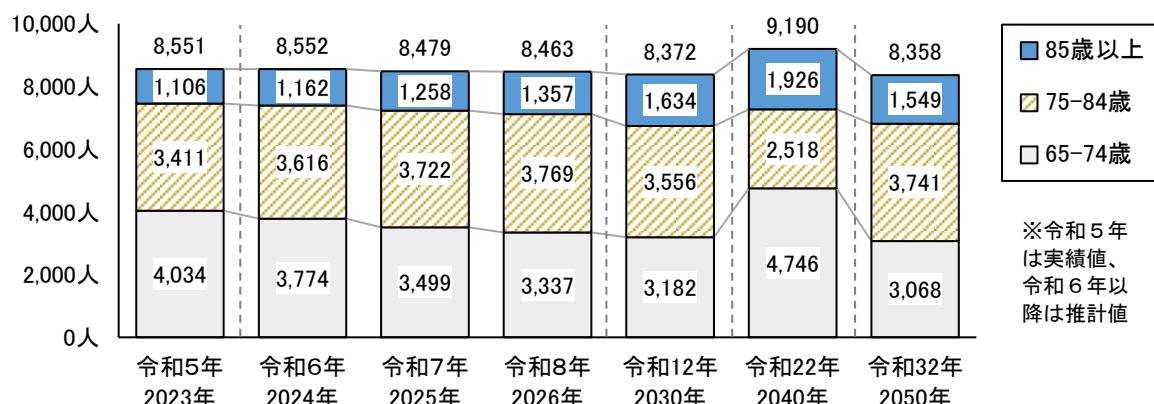
資料：住民基本台帳人口による推計（各年10月1日時点）

## 2 高齢者人口の推計

本町の高齢者人口の推計をみると、高齢者人口の過半数を占める75歳以上の後期高齢者数が増加を続け、令和8年に5,000人を超えて推移することが見込まれます。一方、65～74歳の前期高齢者数は減少傾向で推移しますが、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年に向かって再び増加し、高齢者人口の過半数を占めることが見込まれます。

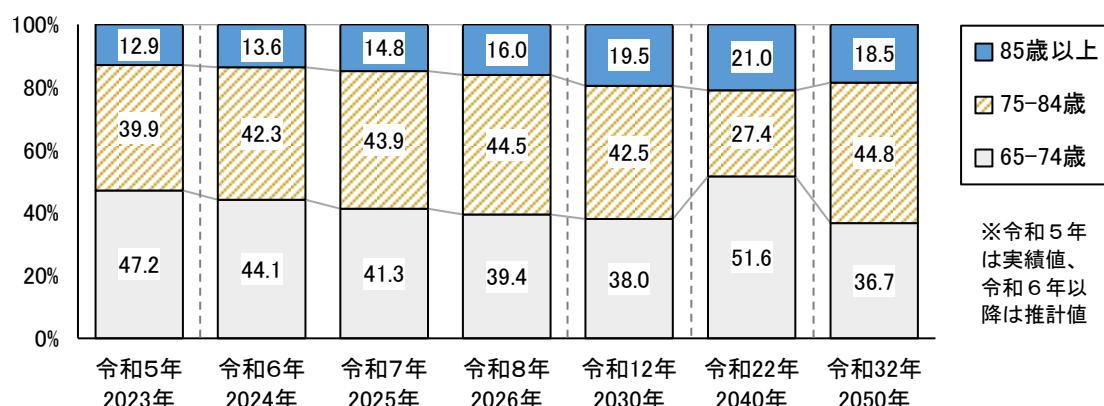
なお、75歳以上の後期高齢者数は令和12年にピークを迎え、その後減少傾向で推移するものの、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32（2050）年に再び増加することが見込まれます。

### ■高齢者人口の推計



資料：住民基本台帳人口による推計（各年10月1日時点）

### ■高齢者人口構成比の推移



資料：住民基本台帳人口による推計（各年10月1日時点）

推計作業中（国のシステム更新等  
により変動することがあります）

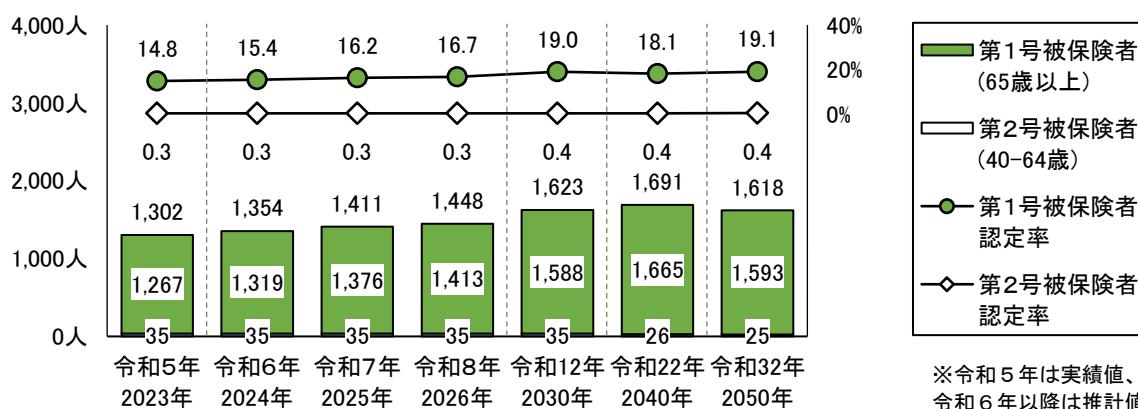
### 3 要支援・要介護認定者数の推計

本町の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和8年には1,448人となり、ピークを迎える令和22（2040）年には1,691人となることが見込まれます。

今後、介護・医療ニーズの高い75歳以上の後期高齢者が増加していくことから、第1号被保険者認定率も年々上昇していくことが見込まれます。

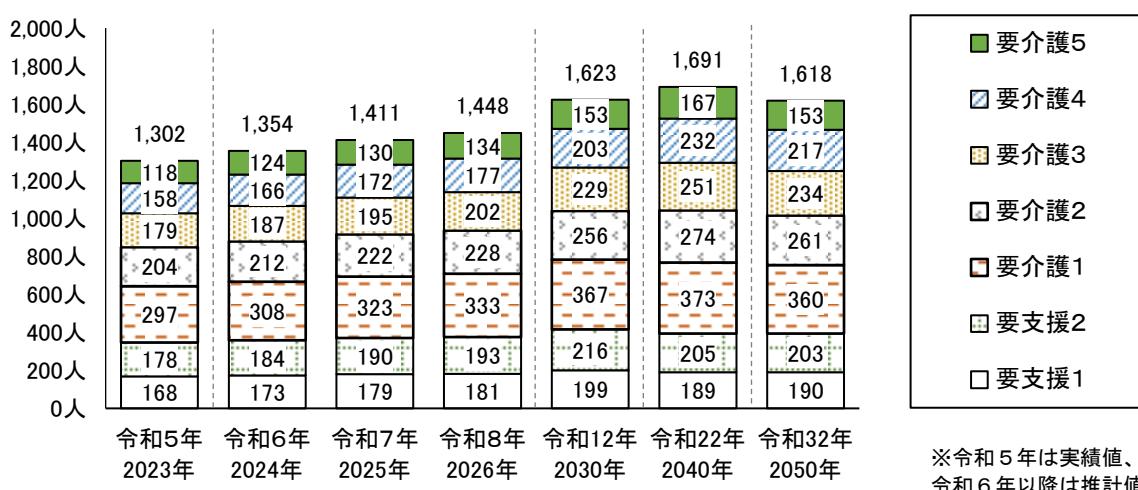
令和22（2040）年以降は、認定者数が減少に転じますが、団塊ジュニア世代が高齢者となり、要支援・要介護認定を持たない前期高齢者が増加することなどが背景として想定されます。

#### ■認定者数の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計(各年9月末時点)

#### ■認定者数の推計(要介護度別)



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計(各年9月末時点)

## 第3節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた身近な地域において自立した日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

これまでの日常生活圏域の設定は、人口規模や町のなりたち、町民の地域でのつながり等を重視して、町全体を1つの日常生活圏域として設定していました。

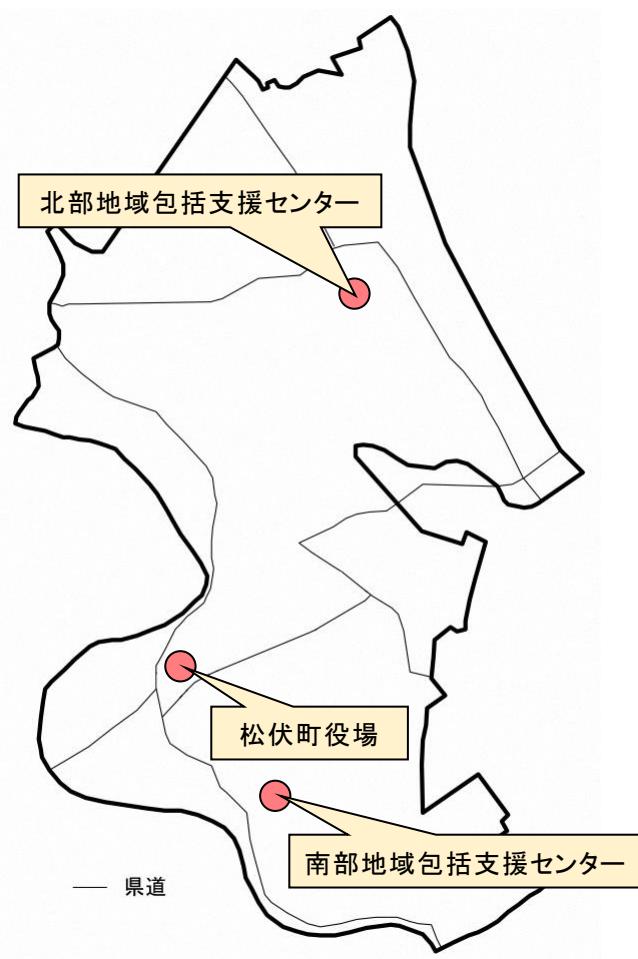
本計画においても、以上の状況等を総合的に検討した結果、引き続き町全体を1つの日常生活圏域として設定します。

ただし、本計画期間に、後期高齢者の急激な増加が見込まれることから、地域包括支援センターを増設し、専門スタッフ及び相談機能を強化します。

また、高齢化の状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて圏域の見直しを図ります。

### 【検討内容】

- ①国が示す地域包括支援センターの設置基準では、人口2～3万人に1箇所、また、その区域における高齢者人口3～6千人ごとに、保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員を各1人置くこととされていますが、本町の令和 年10月1日現在の総人口は 人、高齢者人口は 人となっています。
- ②地理的格差や日常生活の利便性などを考慮した場合、生活形態に大きな違いはありません。



■松伏町地域包括支援センターの担当区域

松伏町南部地域包括支援センター	松伏町北部地域包括支援センター
旧浦和野田線の南側 「下赤岩・上赤岩・松伏の一部・ゆめみ野・ ゆめみ野東・松葉・田島の一部・田島東」	旧浦和野田線の北側 「田中・松伏町の一部・田島の一部・大川戸・ 金杉・築比地・魚沼」

※ただし、日常生活圏域は町全体を1つと設定しているため、担当区域以外の住民からの相談業務等を制限するものではありません。

## **第4章 高齢者福祉施策の推進**



## 第1節 自立支援・社会参加の促進

### 1 ふれあいセンター（かがやき）

在宅高齢者等が要介護状態になることを防止するとともに、介護知識、介護方法の普及等を図ることを目的に設置されています。いきいき健康体操教室やご近所さん体操等の介護予防教室の活動拠点となっています。

また、認知症予防ケア教室や買い物移動支援サービス事業等の高齢者支援業務を実施しています。

今後も事業を継続し、高齢者の介護予防の充実や適切な運営を図ります。

### 2 北部サービスセンター（老人福祉センター）

北部サービスセンターは、高齢者の健康増進、教養の向上を目的に設置されています。カラオケのできる舞台付きの集会室、会議室、介護予防機器等の設備があり、高齢者の活動拠点となっています。

また、高齢者を対象とした健康大学を実施し、高齢者の社会参加の促進を行います。

今後も、多くの高齢者が気軽に利用できるよう、事業の充実を図ります。

### 3 けんこうクラブ活動の支援

けんこうクラブは、15の単位クラブと、その連合体で構成され、令和5年4月現在の会員数は287人となっています。けんこうクラブの活動は、地域における奉仕活動、スポーツを通じた交流などで、高齢者の社会貢献・社会参加の促進に貢献しています。

現在、高齢者が増加している一方、新規会員の入会者数が伸び悩んでおり、多くの高齢者が参加できるよう、クラブの周知を図ります。

### 4 まつぶし出前講座の開催

まつぶし出前講座を開催し、町民の生涯学習を支援しています。

今後も、時代のニーズにあった講座の開設を検討し、学習機会の充実を図ります。

## 5 スポーツ活動の充実

町内在住の60歳以上の方で構成されている高齢者スポーツ団体の認定を実施しています。健康増進を目的として、ソフトボールやグラウンドゴルフ等の活動が行われています。

今後も事業を継続し、高齢者の健康維持、交流の促進、生きがいづくりを支援します。

## 6 シルバー人材センターへの支援

松伏町シルバー人材センターは、設立以来、公共施設の維持管理、広報紙等の配布、民間企業の軽作業、個人宅の除草、剪定、畑仕事など、多種多様な作業を受注し、高齢者の就業の確保に努め、活発な活動を展開しています。

今後も、高齢者が持つ豊かな経験と能力を活かせるよう、シルバー人材センターとの連携を深め、就業機会の拡充を図ります。

また、シルバー人材センターの適正な運営が図られるよう支援します。

## 7 高齢者タクシー利用券・バス利用券の交付

高齢者の生活支援と社会参加の促進を図るため、75歳以上のひとり暮らしや75歳以上ののみの世帯、75歳以下の方が世帯に含まれている75歳以上の方を対象に、高齢者タクシー利用券もしくはバス利用券を交付しています。今後も事業を継続します。

## 第2節 住まいの安定的な確保

地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会を実現するためには、高齢者が安心して生活できる住まいの確保が重要です。また、低所得の高齢者や身寄りのない高齢者等への支援体制の整備も求められています。

そのため、町の関係部署や埼玉県、近隣市町、埼玉県住まい安心支援ネットワーク等の関係機関との連携を強化し、高齢者の住まいの確保を図るとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の利用状況等を勘案したサービス提供体制の確保に努めます。

### 1 有料老人ホーム

入居した高齢者に対し、入浴、排せつや食事の介護、食事の提供などの日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした施設です。

介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）、介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームの4類型があります。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

### 2 シルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）

公的賃貸住宅をバリアフリー化し、緊急通報装置などを備えたもので、生活相談や緊急時対応などのサービスを提供する生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置されています。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

### 3 サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、状況把握サービスや生活相談サービスを提供する賃貸住宅又は有料老人ホームです。

本町においては、民間による1施設（定員22人）が整備されています。

今後も、制度改正等を注視し、運営状況を踏まえて適切な供給が確保されるよう支援します。

## 4 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方が、措置により入所する施設です。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

## 5 軽費老人ホーム(ケアハウス)

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の人に対し、日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした施設で、低額な料金で入所することができます。

軽費老人ホームには、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な人が入所する「ケアハウス」のほか、食事を提供する「A型」、自炊が原則の「B型」の3形態がありましたが、これらがケアハウスの基準に統一され、「A型」、「B型」は建替えを行うまでの「経過的軽費老人ホーム」とされました。軽費老人ホームの中には特定施設入所者生活介護の指定を受けてサービスを提供しているところもあります。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

## 第3節 安全・安心な生活環境の整備

令和2年の国勢調査では、本町のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯は、合計で2,726世帯、一般世帯比で25.4%となっています。

高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は、ますます増加することが予測されることから、高齢者世帯が地域で安心して生活を継続できるための施策を推進します。

### 1 緊急時通報システムの整備

慢性疾患のあるひとり暮らしの高齢者や身体障がい者等の自宅に、急病や災害等の緊急時に迅速に受信センターに通報できる緊急通報装置を設置しています。

また、定期的に安否確認及び機器点検を行っており、今後も事業を継続します。

### 2 民生委員の見守り活動

民生委員が自発的に近隣の高齢者宅を訪問し、安否の確認をするとともに、日常生活における困りごとや孤独感の解消等のための相談役となります。

また、行政へのパイプ役として活動します。

### 3 避難行動要支援者名簿の整備

災害時に支援が必要な高齢者や障がい者を事前に把握して、災害時に適切な対応ができるように、避難行動要支援者名簿を作成しています。

今後も事業を継続し、支援の必要な方がいる世帯の状況把握に努めます。

## 4 松伏町社会福祉協議会の高齢者施策

社会福祉協議会において、高齢者の見守りや生活支援、地域での自主的な活動を支援しています。町と社会福祉協議会が連携し、高齢者の見守り、生活支援、交流機会の充実に努めます。

社会福祉協議会の高齢者施策
①高齢者日帰旅行事業 高齢者を対象に、毎年1回、日帰り旅行を実施する事業です。
②ひとり暮らし高齢者激励事業 地域の民生委員が、ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、慰問品を贈るとともに、見守り活動を行う事業です。
③高齢者への紙おむつ配布事業 紙おむつを必要としている要介護度が重度の高齢者に対し、紙おむつを支給する事業です。
④福祉機器貸出事業 一時的に介護が必要な方や、要介護度が軽度の高齢者に対し、福祉機器（車いす、松葉杖、福祉車両）を貸し出す事業です。
⑤ふれあい・いきいきサロン事業 地域住民が自主的に運営するサロン（誰もが気軽に参加できる地域の居場所）の運営を支援する事業です。
⑥救急医療情報キット設置事業 消防隊員等が高齢者等をスムースに救急搬送できるよう、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管する事業です。
⑦健康マージャンサロンの開催 誰もが参加できるふれあいの場として、ふれあいセンターで健康マージャンサロンを開催します。
⑧認知症予防事業「認知症予防ケア教室」 元気な高齢者が、日常生活をより充実させ、家庭や社会でいきいきと暮らせるように、認知症について学ぶとともに、音楽や体操を通して認知症予防に取り組む事業です。
⑨買い物移動支援サービス モデル地区（築地地、魚沼地区）にお住まいで食料品等の買い物に行くことが困難な高齢者等に対し、当協議会所有の車両を利用した買い物移動支援サービス事業として実施します。

## 5 災害に対する備えの充実

災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図ります。

また、水防法が平成29年に改正され、浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設は、水害を想定し、あらかじめ避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施することが義務付けられました。

各施設が、計画策定及び避難訓練を実施できるよう必要な支援を行います。

## **第5章 介護保険事業の推進**



**推計作業中のため計画値は変更することがあります。**

## 第1節 介護サービスの現状と今後の見込

今後の見込みについては、介護報酬の内容を踏まえるとともに、介護離職ゼロ（介護と仕事を両立できるサービス基盤の整備）及び在宅医療からの追加的需要（介護サービスにおける受け皿の整備）への対応サービス分を見込んでいます。

なお、中長期の視点に立った推計を行ったことから、令和22（2040）年度の見込値についても掲載します。

### 1 居宅サービス・介護予防サービス

各サービスの利用量は、認定者数に比例して増加することが見込まれることから、町外の事業所も含め、利用者のニーズに応じたサービス提供及びサービスの充実・強化に努めます。

#### （1）訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、その他家事などの日常生活に必要な支援を行うサービスです。

##### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	回数（回）	2,342	2,560	2,704	2,848	2,964	3,041	3,709	3,724
	人数（人）	112	113	121	126	131	135	162	161

#### （2）訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動入浴車で利用者の居宅を訪問し、入浴の介助を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。

##### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	回数（回）	83	88	72	72	77	77	98	98
	人数（人）	15	16	16	16	17	17	22	22
予防給付	回数（回）	3	2	0	4	4	4	4	4
	人数（人）	1	0	0	1	1	1	1	1

### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助を行うサービスです。

#### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	回数（回）	513	635	682	718	734	752	914	923
	人数（人）	59	68	74	79	81	83	101	102
予防給付	回数（回）	94	86	63	63	63	63	75	75
	人数（人）	13	11	10	10	10	10	12	12

### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、心身の機能の維持・回復や、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

#### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	回数（回）	130	118	74	74	83	83	103	103
	人数（人）	12	11	9	9	10	10	12	12
予防給付	回数（回）	14	15	8	8	8	8	8	8
	人数（人）	2	2	1	1	1	1	1	1

### (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が、通院困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

#### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	100	111	150	157	162	167	203	205
予防給付	人数（人）	4	8	13	13	13	15	16	15

## (6) 通所介護【デイサービス】

施設に通い、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や、機能訓練を受けるサービスです。

### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	回数（回）	1,570	1,812	1,842	1,932	2,006	2,046	2,474	2,456
	人数（人）	137	160	176	184	191	195	235	233

## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や医療機関等に通い、利用者の心身の機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを受けるサービスです。介護予防通所リハビリテーションでは、選択により、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムについても提供します。

### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	回数（回）	1,238	1,224	1,315	1,378	1,431	1,470	1,763	1,742
	人数（人）	139	146	172	180	187	192	230	227
予防給付	人数（人）	53	58	55	57	58	59	66	62

## (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設等に短期間宿泊し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けるサービスで、利用者の心身の機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもので

### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	日数（日）	524	440	523	570	612	612	753	753
	人数（人）	34	30	36	39	42	42	51	51
予防給付	日数（日）	0	2	0	8	8	8	8	8
	人数（人）	0	0	0	1	1	1	1	1

### (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、看護や医学的な管理のもとに、介護や機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の支援が受けられるサービスです。

#### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	日数（日）	58	87	81	94	94	94	119	119
	人数（人）	7	10	10	11	11	11	14	14
予防給付	日数（日）	0	0	0	2	2	2	2	2
	人数（人）	0	0	0	1	1	1	1	1

### (10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で日常生活の自立を助けるものを貸与するサービスです。

#### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	309	321	351	366	383	391	472	471
予防給付	人数（人）	77	82	90	93	95	98	108	103

### (11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち衛生面などの貸与になじまない、福祉用具の購入費の一部を支給します。

#### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	7	6	6	8	8	8	10	10
予防給付	人数（人）	2	2	2	5	5	5	5	5

## (12) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

在宅の要介護者、要支援者が、手すりの取付けや段差の解消など住宅改修を行ったときはその改修の費用の一部を支給します。

### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	6	5	6	8	8	8	10	10
予防給付	人数（人）	3	4	4	5	5	5	5	5

## (13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウスなど）に入居し、入浴、排せつ、食事等、その他日常生活上の支援や、機能訓練などが受けられるサービスです。

### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	19	19	40	41	42	45	55	55
予防給付	人数（人）	3	5	8	8	8	8	10	9

## 2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、利用者のニーズや地域の状況に合わせて支援するサービスです。原則としてその市町村の被保険者のみサービス利用が可能です。

ただし、特別な事情がある場合は、事業所所在地の市町村長の同意が得られた時に限り、例外として利用が可能となっています。

夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護については、利用者ニーズの動向や事業者の参入意向を把握したうえで、需要に対応します。

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を中心とした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、定期的に訪問介護と訪問看護を一体的に提供するサービスです。

		(1か月あたり)							
区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	0	0	0	1	1	1	1	1

### (2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が、認知症専用単独型の施設や、従来の老人通所介護施設に併設された施設などに通所し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援や機能訓練を受けるものです。

		(1か月あたり)							
区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	回数（回）	0	0	0	4	4	4	4	4
	人数（人）	0	0	0	1	1	1	1	1
予防給付	回数（回）	0	0	0	3	3	3	3	3
	人数（人）	0	0	0	1	1	1	1	1

### (3) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

#### 【認知症高齢者グループホーム】

認知症の要介護者が共同で生活し、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行い自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するサービスです。

##### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	16	17	17	17	18	20	23	24
予防給付	人数（人）	0	0	0	1	1	1	1	1

### (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活上の支援や機能訓練、健康管理、療養上の支援が受けられるサービスです。

##### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	16	16	19	19	19	19	28	27

### (5) 地域密着型通所介護

より地域に密着した小規模な通所介護施設（利用定員18人以下）に通い、入浴・食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認、日常生活動作訓練等を受けるサービスです。

##### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	回数（回）	512	544	615	642	668	701	853	846
	人数（人）	42	45	48	50	52	54	66	65

## ◎地域密着型サービスの必要利用定員総数

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、必要定員総数を定めることが求められており、本町における各サービスの必要利用定員総数について次のように見込みます。

区分	年度	第9期計画			中長期	
		令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
認知症対応型共同生活介護（人/日）		18	18	18	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護（人/日）		0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人/日）		18	18	18	18	18

### 3 施設サービス

本町の介護老人福祉施設のベッド数は56床、介護老人保健施設のベッド数は200床、介護医療院のベッド数は102床です。第1号被保険者1人当たりの施設サービス給付指数は国及び埼玉県の指数を上回っており、施設サービスは充実している状況にあります。

今後の見込については、要介護者の在宅生活の継続や介護離職防止等の観点から、必要な施設の整備や有効活用等を勘案して推計しています。

#### (1) 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

常時介護が必要で自宅での生活が困難な要介護者が入所し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援が受けられる施設です。

##### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	90	84	79	92	97	102	126	127

#### (2) 介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者が入所し、看護や、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、必要な医療や日常生活上の支援が受けられる施設です。

##### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	121	128	140	143	149	154	190	190

#### (3) 介護医療院

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

##### ■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	34	37	34	42	44	46	58	60

## 4 居宅介護支援・介護予防支援

### (1) 居宅介護支援・介護予防支援

ケアマネジャー（介護支援専門員）又は地域包括支援センターの職員が、居宅サービス又は介護予防サービスの利用者がサービスを適切に利用することができるよう、ケアプラン（介護サービス計画又は介護予防サービス計画）を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整を行います。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和17	令和22
介護給付	人数（人）	452	464	492	501	524	537	644	640
予防給付	人数（人）	123	130	135	140	143	147	163	154

## 第2節 地域支援事業の現状と今後の見込

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等を対象に、状態像や意向に応じて、介護予防、生活支援（配食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて、市町村が主体となって総合的に多様なサービスを提供する事業です。

#### (1) 訪問型サービス

ホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の援助を行うサービスです。本町では平成29年度から、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを実施しています。令和6年度から、基準緩和型サービス及び短期集中予防サービスを実施します。

■実績値と計画値（利用者数（人））(1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
従来相当サービス		54	54	55	56	57	58
基準緩和型サービス		－	－	－	1	1	1
短期集中型サービス		－	－	－	1	1	1

#### (2) 通所型サービス

機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を行うサービスです。本町では、平成29年度から、従来の介護予防通所介護に相当するサービスを実施しています。令和6年度から、基準緩和型サービス及び短期集中予防サービスを実施します。

■実績値と計画値（利用者数（人）） (1か月あたり)

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
従来相当サービス		54	54	55	56	57	58
基準緩和型サービス		—	—	—	15	15	20
短期集中型サービス		—	—	—	1	1	1

### (3) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等の心身の状況に応じて、その状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的な見地から必要な援助を行う事業です。

### (4) 一般介護予防事業

地域において自主的に行われる介護予防活動を育成・支援し、高齢者がいきいきと活動できるよう、全高齢者を対象として、介護予防事業を実施します。

#### ①介護予防把握事業

収集した情報等の活用により、閉じこもりなど何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動につなげる事業を実施します。

#### ②介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及・啓発するため、地域ごとに体操事業を開催する事業です。

現在実施している「いきいき健康体操教室」と「音楽健康クラブ」、「男性のみの健康体操教室」、「介護予防・認知症予防のためのスマホ講座」を継続して実施し、介護予防の基本的な知識を普及・啓発するため、地域ごとに体操事業を開催するとともに、広報まつぶし等を活用し、地域住民へ広く周知します。

また、運動に関わらず幅広い介護予防教室の新規展開を図ります。

■実績値と計画値【いきいき健康体操教室】

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施会場数（か所）		10	11	10	11	12	12
延べ参加者数（人）		1,736	1,908	1,296	1,900	2,000	2,000

## ■実績値と計画値【音楽健康クラブ】

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施会場数（か所）		2	3	2	2	2	2
延べ参加者数（人）		1,791	4,120	5,078	5,300	5,300	5,500

## ■実績値と計画値【男性のみの健康体操教室】

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施会場数（か所）		2	6	6	6	6	8
延べ参加者数（人）		154	314	358	380	380	450

## ■実績値と計画値【介護予防・認知症予防のためのスマホ講座】

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施会場数（か所）		－	4	4	4	6	6
延べ参加者数（人）		－	59	56	60	70	80

## ③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関わるボランティアなどの人材を育成するための研修や、地域住民主体の活動組織の育成・支援を行う事業です。

現在、住民が主体となり、20か所の集会所等で「ご近所さん体操」を実施しています。高齢者が身近な地域で体操に参加できるように、サポートーの育成に取り組みます。

## ■実績値と計画値【ご近所さん体操】

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施会場数（か所）		19	20	23	23	25	25
サポートー（人）		20	23	25	25	29	29

#### ④一般介護予防評価事業

介護予防事業によって要介護状態への移行をどの程度防止できたかなどの目標値の達成状況を検証し、事業が効率的かつ効果的に実施されたか、一般介護予防事業の評価を行います。

分析にあたっては、介護レセプトや要介護認定情報等を活用するとともに、個人情報の取扱いに配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備について検討していきます。

#### ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するために、住民主体の通いの場等へ理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等を派遣し、活動を支援します。

また、リハビリテーションは、心身機能や生活機能の向上のみではなく、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すために重要であり、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の充実に努めます。

なお、人口あたりのリハビリテーション提供事業所数及び理学療法士、作業療法士、言語療法士の従事者数は全国平均、県平均を上回っていることから、今後もサービス提供体制の維持に努めます。

### (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりに必要なサービスに結びつけていくとともに、フレイル予防等の取組まで広げて行けるよう、通いの場を活用した健康相談や受診勧奨の取組等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防の一体的実施を進めます。

## 2 包括的支援事業

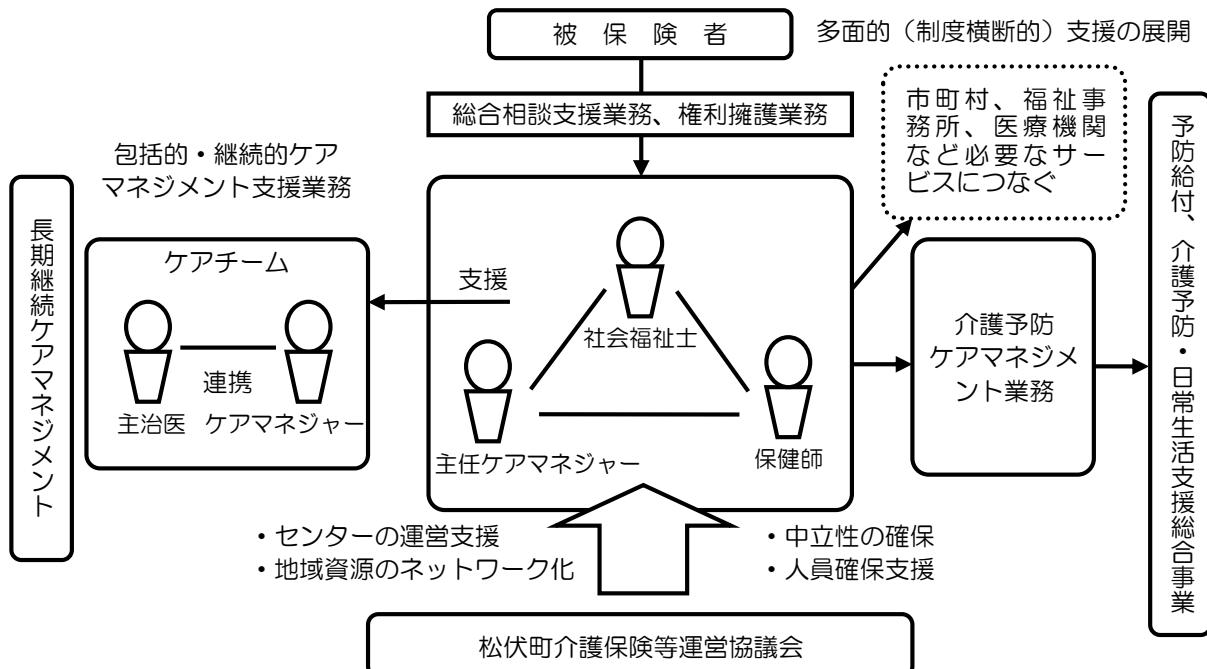
包括的支援事業は、地域における高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防事業などのケアマネジメントや、地域高齢者の実態把握、サービスに関する支援相談及び、権利擁護のための対応等を行います。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケア会議の充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備等に努めます。

### (1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域における総合的な保健医療の向上及び福祉の増進を図り、高齢者を地域で支えるシステムを構築していく中核的な機関として位置づけられています。本町では医療機関に委託しています。センターには基準で定められた3職種（主任ケアマネジャー1名、保健師1名、社会福祉士1名）及び介護支援専門員2名の職員を配置しています。

また、後期高齢者人口の急激な増加が見込まれていることから、令和6年4月より現在の地域包括支援センターの名称を南部地域包括支援センターに変更し、新たに北部地域包括支援センターを増設し、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能の強化を図ります。



## ①介護予防ケアマネジメント

要支援相当の高齢者が、地域で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の状況や潜在的な課題、意向などの環境について把握し、必要な支援へつなげる介護予防のためのケアマネジメントを行います。

## ②総合相談支援業務

地域の高齢者やその家族に対し、介護保険サービスにとどまらず、日常生活にかかる様々な支援を可能とするため、関係機関とのネットワークの活用や情報の把握・適切なサービスを提供し、制度利用につなげるなど、安心してその人らしい生活を継続できるよう支援します。

## ③権利擁護業務

高齢者の虐待の早期発見や防止、措置入所、消費者被害の防止、成年後見制度を含む権利擁護に関する相談支援を行います。

## ④包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携など多職種相互の協働等により、高齢者を状況や変化に応じて包括的・継続的に支援するため、地域での連携・協働の体制づくりやケアマネジャーに対する支援等を行います。

## ⑤地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、多職種による専門的視点を交え、個別ケース検討などを通じてケアマネジメント支援を行っています。地域のネットワーク構築につながるよう会議の運営の見直しを図るとともに、内容の充実に努めます。

## (2) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。

今後は後期高齢者の増加に伴い、在宅で医療と介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、在宅医療や介護サービスの供給体制を整備することが求められます。

### ①地域の医療機能の把握

地域の在宅医療・介護連携の現状を把握し、医療・介護関係者の連携に必要な情報提供が行えるよう、関係機関の情報リストやマップを作成し、提供します。

### ②地域の医療機関との連携強化

吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会、薬剤師会の協力を得ながら、在宅医療と介護サービスを切れ目なく一体的に提供できる体制の構築に努めます。また、「吉川松伏多職種連携の会」の協力を得ながら作成した吉川松伏入退院支援ルールの運用・見直しを図ります。

### ③地域住民への啓発

多職種で構成されている「吉川松伏多職種連携の会」の協力を得ながら、地域住民に対するあんしんセットの普及啓発や講演会、勉強会を行うことで、在宅医療と介護連携に関する必要性を広く周知できるよう努めます。

### ④終活への普及・啓発

将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、そのご家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する「人生会議（ACP）」の実施や自分の人生の終末について記する「エンディングノート」の普及・啓発を図ります。

## （3）認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、認知症地域支援員推進員と連携し、地域での見守りや支え合いの体制を整えます。

### ①認知症の早期発見・早期対応

認知症初期集中支援チームにおいて初期認知症が疑われるケースへの支援方法を認知症サポート医と連携し、認知症の早期対応、早期受診に取り組みます。

### ②認知症高齢者等の見守り体制の推進

民生委員・児童委員、けんこうクラブ、医療機関など、高齢者を取り巻く地域組織等と連携し、認知症高齢者や若年性認知症、高次脳機能障害の方などを対象とした徘徊身元確認サービスの普及に努めます。また、配送事業者等とも連携を図り、見守り協定を締結するなど、地域の見守り体制の確立を図ります。

### ③認知症ケアパスの普及

認知症と疑われる症状が発生した場合、認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症ケアパス（認知症の容態に応じた適切なサービスの流れ）の普及を図ります。

### ④交流できる機会の提供

認知症高齢者やその家族が、地域の人や、医療・介護の専門家と情報が共有できる機会の提供を推進していきます。

### ⑤認知症サポーター等養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症フォーラム、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及を図ります。

### ⑥チームオレンジの整備・運営

認知症発症期のできるだけ早い段階において、本人・家族に必要な支援を行うことで、認知症の進行を遅らせるとともに、認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（「チームオレンジ」という。）を地域ごとに配備することを目的とし、チームオレンジ設置のためのステップアップ講座の開催や活動の運営・支援を図ります。

## （4）生活支援サービスの体制整備

ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加する中、ボランティアや民間企業等の生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進します。

そのため、すでに配置している生活支援コーディネーターは、引き続き地域資源の発掘及びネットワークの構築を推進し、協議体において地域の情報共有及び連携強化に努めます。

### 3 任意事業

任意事業については、介護給付適正化事業、成年後見制度利用支援事業、高齢者等配食サービス事業等を実施します。

#### (1) 介護給付適正化事業

介護給付の適正化のため、要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検及び医療情報との突合・縦覧点検の給付適正化主要3事業を実施します。

主要3事業における目標設定を行い、埼玉県と連携し介護給付の適正化に向けた取組を推進します。

##### ①要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査の内容について、点検等を実施します。一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び合議体間の差等について分析を行います。また、認定調査項目別の選択状況について分析し、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。

##### ②ケアプラン等の点検

ケアプランの記載内容について、事業所への訪問調査等により点検及び指導を行います。また、住宅改修や福祉用具に係る支給の必要性と妥当性をより正確に判断するため、書類審査をし、疑義が生じた場合は、ケアマネジヤーや施工業者に聞き取り調査を行い、必要に応じてケアプランの点検や現場確認を行います。

##### ③医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会から提供される情報を活用し、医療と介護保険の給付請求情報の突合やサービスの整合性について点検を行います。また、複数月にまたがる介護報酬の支払状況を縦覧点検することで、給付の適正化につなげていきます。

#### ■介護給付適正化事業（主要3事業）の目標設定

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
①要介護認定の適正化		全件	全件	全件	全件	全件	全件
②ケアプラン点検		全事業所	全事業所	全事業所	全事業所	全事業所	全事業所
③縦覧点検・医療情報との突合		適宜	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜

## (2) 家族介護支援事業（ケアラー等への支援）

埼玉県と連携し、ケアラーの存在を広く町民に知ってもらうための啓発・広報活動に取り組みます。

## (3) 成年後見制度利用支援事業

### ①町長申し立て

認知症などにより判断能力が不十分な方で、身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、町長が代わって申立てを行います。

また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

### ②中核機関の設置

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする方が、必要なときに適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる中核機関の設置に努めます。

### ③市町村基本計画の策定

全国どの地域でも、成年後見制度を必要とする人がみな安心して利用できるような体制づくりを目的として、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進や尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用の充実を図るために市町村基本計画の策定に努めます。

## (4) 地域自立生活支援事業（高齢者等配食サービス事業）

高齢者が地域において自立した生活を継続できるように、様々な支援をする事業です。本町では、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯等に食事の配達を行うとともに、安否の確認を行っています。今後も継続して実施し、見守り活動を充実していきます。

### ■高齢者等配食サービス事業

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数（人）※		86	105	120	141	166	195

※利用者数は、年間で最も多く利用した月の人数。

### (5) 介護保険外サービス（緊急通報システム）

65歳以上のひとり暮らしの方等に対し、急病等の緊急時に受信センターを通じて消防署に通報できる緊急時通報システムを設置しています。

#### ■緊急通報システム

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
設置台数（台）		102	104	90	95	100	105



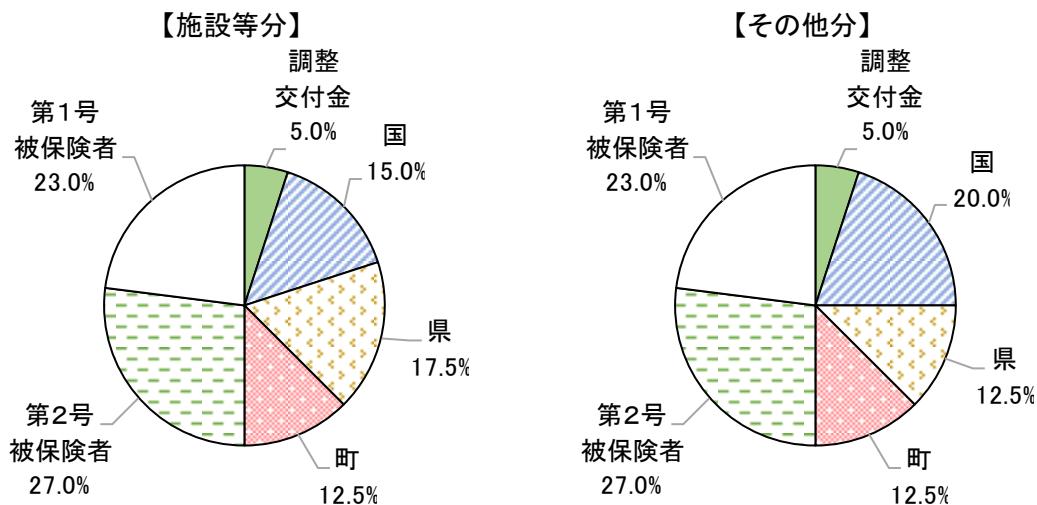
## **第6章 介護保険事業費用の見込**

検討中

## 第1節 サービス別給付費の推計

### 1 保険給付費の財源構成

介護サービスの費用のうち、サービス利用者の自己負担分を除いた保険給付費の財源は、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40～64歳）の保険料と公費で賄われます。内訳は次のとおりです。



第1号被保険者と第2号被保険者の負担率は、全国の第1号被保険者数と第2号被保険者数の割合を勘案して、計画期間（3年間）ごとに見直され、政令で定められます。これまでの推移は次の通りです。

計画期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%	27%	27%

なお、国から交付される調整交付金の交付率は全国平均では5.0%ですが、市町村ごとの後期高齢者（75歳以上の高齢者）の割合や高齢者の所得状況、災害等の特別な事情を勘案して交付されるため、市町村によって交付率は異なります。交付率が5.0%より高ければ、その分第1号被保険者の負担率が減り、逆に低ければ負担率は増えることになります。

本町では後期高齢者加入割合が全国平均よりも低く、高齢者の所得段階別の人数割合では高い方の割合が全国平均よりも高いことから、交付割合は5.0%を下回ることが見込まれます。

## 2 保険給付費の見込み

### (1) 介護給付費

#### ■介護給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	92,709	96,572	99,122
訪問入浴介護	11,101	11,839	11,839
訪問看護	37,926	38,888	39,692
訪問リハビリテーション	2,748	3,117	3,117
居宅療養管理指導	28,658	29,563	30,457
通所介護	186,262	193,226	196,788
通所リハビリテーション	138,005	143,099	147,034
短期入所生活介護	60,319	64,788	64,788
短期入所療養介護	11,044	11,044	11,044
福祉用具貸与	76,404	79,983	81,581
特定施設入居者生活介護	99,119	101,825	109,369
特定福祉用具購入費	3,924	3,924	3,924
住宅改修費	8,236	8,236	8,236
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	926	926	926
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	547	547	547
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	56,925	60,285	67,024
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	62,023	62,023	62,023
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	65,151	67,669	71,384
<b>施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	288,827	304,266	319,434
介護老人保健施設	479,566	499,429	516,516
介護医療院	199,822	209,464	218,906
<b>居宅介護支援</b>			
居宅介護支援	88,857	92,980	95,217
介護給付費計（I）	1,999,099	2,083,693	2,158,968

## (2) 予防給付費

## ■予防給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>介護予防サービス</b>			
介護予防訪問入浴介護	409	409	409
介護予防訪問看護	2,781	2,781	2,781
介護予防訪問リハビリテーション	243	243	243
介護予防居宅療養管理指導	1,897	1,897	2,204
介護予防通所リハビリテーション	23,909	24,438	24,727
介護予防短期入所生活介護	633	633	633
介護予防短期入所療養介護	209	209	209
介護予防福祉用具貸与	9,562	9,786	10,081
介護予防特定施設入居者生活介護	7,391	7,391	7,391
特定介護予防福祉用具購入費	2,124	2,124	2,124
介護予防住宅改修	6,567	6,567	6,567
<b>地域密着型介護予防サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	316	316	316
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,757	2,757	2,757
<b>介護予防支援</b>			
介護予防支援	8,336	8,516	8,753
<b>予防給付費計（Ⅱ）</b>	<b>67,134</b>	<b>68,067</b>	<b>69,195</b>

## (3) 総給付費

## ■総給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費【(I)+(II)】	2,066,233	2,151,760	2,228,163
介護給付費計(I)	1,999,099	2,083,693	2,158,968
予防給付費計(II)	67,134	68,067	69,195

## 第2節 第1号被保険者保険料の算定

### 1 標準給付費見込額

本計画期間における各年度の標準給付費は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ 億 万円となります。

■標準給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費（a）	2,066,233	2,151,760	2,228,163	6,446,156
特定入所者介護サービス費等給付費（b）	65,546	67,987	70,142	203,675
小計	2,131,779	2,219,747	2,298,305	6,649,831
高額介護サービス費等給付費（c）	48,511	50,318	51,913	150,742
高額医療合算介護サービス費等給付費（d）	5,099	5,314	5,453	15,866
算定対象審査支払手数料（e）	1,258	1,334	1,414	4,006
標準給付見込額 (a + b + c + d + e)	2,186,647	2,276,713	2,357,085	6,820,445

### 2 地域支援事業費

本計画期間における各年度の地域支援事業費は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ 億 万円となります。

■地域支援事業費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費（a）	54,954	57,349	59,880	172,183
包括的支援事業・任意事業費（b）	63,162	65,210	67,419	195,791
地域支援事業費（a + b）	118,116	122,559	127,299	367,974

### 3 保険料の算定

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、地域支援事業に要する費用などから構成されます。

一方、事業費の財源は、国の負担金、県の負担金、町の負担金（一般会計繰入金）、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

#### (1) 第9期計画の保険料

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準額は、下表のとおり月額 円と算定されます。

区分	金額
保険料収納必要額（a） (保険料率 %、調整交付金見込額等の調整後)	
準備基金の残高（前年度末の見込額）	
準備基金取崩額（b）	
準備基金取崩額充当後必要額（c = a - b）	
保険料収納率 %を勘案（d = c ÷ %）	
所得段階別加入割合補正後被保険者数（人）で按分 (e = d ÷ )	
【保険料基準額（月額）】(e ÷ 12)	

検討中

#### (2) 保険料基準額の推移

計画期間	単位	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
基準額 (月額)	円	2,558	3,055	4,029	4,085	4,880	4,760	4,740	4,740
前期との 比較	円	-	497	974	56	795	▲120	▲20	同額
	%	-	19.4	31.9	1.4	19.5	▲2.5	▲0.4	

### (3) 所得段階別保険料

各所得段階別の保険料は次のとおりです。

#### ■所得段階別保険料

所得段階	対象者	負担割合	年額(円)	月額(円)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金※1受給者、世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額※2の合計額が80万円以下			
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下			
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超			
第4段階	本人が住民税非課税者（世帯に課税者がいる）で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下			
第5段階	本人が住民税非課税者（世帯に課税者がいる）で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超			
第6段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が120万円未満			
第7段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満			
第8段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満			
第9段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満			
第10段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満			
第11段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満			
第12段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満			
第13段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が680万円以上			

検討中

※1 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた方又は大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額…「所得」とは、「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額で、給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合は、所得額から10万円を差し引いた額です。

※3 基準額…基準額は、松伏町の介護サービス費にかかる費用を基に算出した額で、令和6年度から令和8年度までは年額 円です。

※年度の途中で65歳を迎えた方又は転入された方のその年度の保険料は、上記の所得段階保険料に65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）又は転入した月から年度末までの月を乗じ、12か月で割った額が年間保険料となります。

#### (4) 将来的な保険料水準等の想定

令和22年度のサービスごとの給付費及び保険料水準は、次のとおり推計されます。

ただし、本計画策定時の推計値であり、今後の高齢化等の状況を勘案し、再度推計を行うものとします。

(単位：千円)

	介護給付	予防給付
居宅サービス		
訪問介護		
訪問入浴介護		
訪問看護		
訪問リハビリテーション		
居宅療養管理指導		
通所介護		
通所リハビリテーション		
短期入所生活介護		
短期入所療養介護		
福祉用具貸与		
特定施設入居者生活介護		
特定福祉用具購入費		
住宅改修費		
地域密着型サービス		
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護		
夜間対応型訪問介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
看護小規模多機能型居宅介護		
地域密着型通所介護		
施設サービス		
介護老人福祉施設		
介護老人保健施設		
介護医療院		
居宅介護支援		
居宅介護支援		
合計		
総給付費		
地域支援事業費		
保険料月額		

検討中

## **第7章 計画の推進**



## 第1節 計画の推進体制

### 1 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本町では、高齢者等が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、埼玉県や埼玉県国民健康保険団体連合会等と協力しながら、適正化の取組を進めています。

### 2 サービス提供事業者等との連携

サービス提供事業者、ケアマネジャーとの連携を強化し、困難事例への対応、需要に応じたサービス提供、介護予防事業の実施、新たに創設されるサービスの検討及び提供、介護給付適正化事業の円滑な実施等を図ります。

### 3 計画の進行管理と事業の評価

事業の実施状況について関係会議に報告・協議し、事業が円滑に実施されるように努めます。

また、地域包括支援センターの事業については、地域包括支援センター運営協議会において、事業内容や事業成果などについて検討を行います。

なお、評価にあたっては、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組等を推進するため、県の支援や助言を踏まえながら、地域包括ケア「見える化」システムや保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金等の評価結果等を活用し、計画の見直し及び改善につなげます。

## 4 介護保険における保険者機能の強化

地域ケア会議等における多職種連携や個別事例の検討、地域包括ケア「見える化システム」の活用等により、地域の特徴や課題を把握・分析するとともに、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組を検討するなど、保険者機能の強化に努めます。

また、保険者機能強化推進交付金を活用し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防事業に関する取組を強化するとともに、地域包括支援センターの体制を強化します。

## 5 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

令和22（2040）年を見据えて、必要なサービスの見込みを定めるとともに、サービス提供に必要となる介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上が求められています。

介護サービスを支える人材確保及び人材定着を図るため、各種研修や多職種連携の場等を活用し、情報共有や職員間の交流促進等の取組を進めます。

また、介護保険事務における文書作成に係る負担を軽減するため、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、国様式例の活用による標準化及びＩＣＴ等の活用を進めます。

## 6 介護保険に関する情報提供

介護保険制度の適切な利用を促進するため、町民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。

また、地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の実現に向けて、町民や関係機関等の理解を深めるための周知啓発等に努めます。

さらに、介護離職防止の観点から関係機関等と連携し、職場環境の改善に関する普及啓発等の取組について検討していきます。

## 資料編



## 第1節 松伏町介護保険事業計画策定委員会

### 1 審議経過等

開催日等	会議名等	会議内容等

### 2 設置根拠

#### ○松伏町介護保険条例

(目的及び設置)

第12条 法第117条の規定により、松伏町が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を策定するため、松伏町介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(委員の定数)

第13条 策定委員会の委員の定数は15人以内とする。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

## ○松伏町介護保険条例施行規則

### (所掌事務)

第32条 条例第12条に規定する松伏町介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定又は変更に関する事項
- (2) 事業計画に基づく事業運営に関する重要事項  
(組織)

第33条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 介護保険被保険者
- (2) 知識及び経験のある者
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者
- (4) 行政職員  
(任期)

第34条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び委員)

第35条 策定委員会に委員長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第36条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (準用)

第37条 第5条及び第6条の規定は、策定委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「認定審査会」とあるのは「策定委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

### (庶務)

第5条 認定審査会の庶務は、いきいき福祉課において処理する。

### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 3 松伏町介護保険事業計画策定委員会委員

任期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

氏名	所属	選出区分
		介護保険被保険者
		知識及び経験のある者
		介護サービスに関する事業に従事する者
		行政職員

## 第2節 介護サービス事業所の状況

(令和 年 月 日現在 休止・停止中の事業所を除く)

### 1 介護サービス事業所数

サービス名	事業所数
訪問介護	
訪問看護	
訪問リハビリテーション	
通所介護	
通所リハビリテーション	
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	
認知症対応型共同生活介護	
認知症対応型通所介護	
地域密着型通所介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	

### 2 介護施設数

サービス名	事業所数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	
介護老人保健施設	
介護医療院	

### 3 介護予防・日常生活支援総合事業指定数

事業名	町内	町外	計
訪問型サービス			
通所型サービス			

**高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画**  
【令和6年度～令和8年度】

発行 松伏町  
発行年 令和6年3月  
編集 松伏町いきいき福祉課

〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏 2424  
Tel 048-991-1882・1886 / Fax 048-991-3600  
URL <http://www.town.matsubushi.lg.jp/>